

ないし六百メートル、総延長は千三百メートルの大橋梁となりますが、現在カナダのセントローレンス河に架設せられてあります。ゲルバ型リベック橋は、中央経済五百四十九メートル、総延長は七百五十メートルであります。一九〇三年に完成いたしておりますが、この橋梁は世界的に著名なものであります。この連絡鉄道の鳴門橋梁は、これをしお大橋梁となる見込みであります。

次に第五は宇高連絡航路との距離の比較であります。現在のおもなるものは宇高連絡航路でありますから、今

は宇高連絡航路と比較いたしまして、距離は五キロとなり、しかして約百七十キロの短縮となるのであります。時間的に

は、普通列車で約九時間半を要しますのが、わずか三時間半となり、距離においても、また時間的にも半分以下になります。

また大阪、高知間を比較いたしましても、距離約九十五キロ、時間も四時間あまり短縮せられま

す。従いまして、この連絡鉄道を介して四国全島の交通輸送能力を著しく高め、特に徳島、高知を含む東部地方に

対する効果はきわめて大なるものがあると信じます。またこの連絡鉄道及び

四国循環鉄道の完成に伴い、列車の運転においても、東京あるいは大阪方面

であります。すなわち、東京発高知または宇和島行直通列車の運軽も実現せら

れるのであります。

以上申し述べました通りでありますから、政府は、この四国の豊富な天與

の資源を十分活用いたしましたために、すみやかに総合的、科学的開発策を実施するともに、特にその開発の基本的先決要件である交通施設、なかんずく鉄道については、島内はもろん、本州との連絡路線の緊急整備をはからんことを、一府五県一千万国民の総意を受けて、われくがここに本案を提出いたしました次第でありますから、何とぞ本決議案を満場一致御採択あらんことをお願いする次第であります。

以上をもつて説明を終ります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 採決いたしました。

○副議長(岩本信行君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

認めます。よつて本案は可決いたしました。

この際政府から発言を求められております。これを許します。建設大臣増田甲子七君。

〔國務大臣増田甲子七君登壇〕

○國務大臣(増田甲子七君) 政府におきましては、我が國総合国土開発の必要性をつとに痛感いたしておりまして、さきの国会において國土総合開発法の御制定をお願いいたした次第でございまするが、ことに御決議の内容であります。西日本の最大未開発資源地帯である四国総合開発には、御決議の御趣旨にのつて、財政の許す限り特に力を傾倒いたして参る所存でござります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 運輸政務次官

〔政府委員(關谷勝利君) 登壇〕

○政府委員(關谷勝利君) ただいま四

條第一項又は第五十九條の規定に

改め、同様に次の二号を加える。

九

会社でその資本金額が、証券

取引委員会が公益又は投資者保

護のため必要且つ適当であると

認めて証券取引委員会規則で定

める金額に満たないもの

が公益又は投資者保護のため必

要且つ適当であると認めて証券

取引委員会規則で定める金額に

満たないもの

第三十六條中「第三十二條」を「

第三十一條」に改める。

第三十九條第一項中「同條各号」を

「同條第一号乃至第十号」に改める。

第四十一條第二項中「国債証券」の

下に「地方債証券、特別の法律に

より法人の発行する債券又は社債

券」を加える。

第五十四條第一項第五号の二を同

項第五号の三とし、同項第五号の次

に次の二号を加える。

五の二 第三十條第十号に規定

する資産の額が同号の規定によ

り証券取引委員会規則で定める

金額を下つたとき

又は投資者保護のため必要且つ

適当であると認めて証券取引委

員会規則で定める書類

第百七十一條第三項に次の二号を加える。

四 その他証券取引委員会が公益

又は投資者保護のため必要且つ

適当であると認めて証券取引委

員会規則で定める書類

その第二点は、營業保證金につきま

る法律案の内閣提出

第一 証券取引法の一部を改正す

る法律案(内閣提出)

○副議長(岩本信行君) 日程第一、証券取引法の一部を改正する法律案

題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員長夏坂源三郎君。

○副議長(岩本信行君) 律

證券取引法の一部を改正する法律案

第三十一條(第三十二條第四項における規定(第三十一條第九号及び第十号の改正規定)に連関する部分に限る。)は、この法律施行の際現に

規定期(第三十一條第九号及び第十

号の改正規定)に連関する部分に限

る)の法律施行の日から二年を限り、

適用しない。

1 この法律は、公布の日から施行

する。

附 則

2 証券取引法第三十九條第一項の

規定(第三十一條第九号及び第十

号の改正規定)に連関する部分に限

る)は、この法律施行の際現に

規定期(第三十一條第九号及び第十

号の改正規定)に連関する部分に限

る)の法律施行の日から二年を限り、

適用しない。

三百六十日後

の規定(第三十一條第九号及び第十

号の改正規定)に連関する部分に限

る)の規定(第三十一條第九号及び第十

号の改正規定)に連関する部分に限

る)の規定(第三十一條第九号及び第十

号の改正規定)に連関する部分に限

る)の規定(第三十一條第九号及び第十

号の改正規定)に連関する部分に限

して、現行法は国債証券をもつてこれ

に充てることができる」としているの

であります。が、國債証券も相当に償還

されましたが、國債証券のほかに、

今回新たに地方債券、特別の法律によ

り法人の発行する債券または社債券を

加えることとしたことがあります。

この法案は、七月十九日、本委員会

に付託され、同二十日、政府委員より

提案理由の説明を聽取し、同二十一日

質疑に入り、熱心な質疑が行われたの

であります。が、その詳細の点につきま

しては速記録に譲ることといたしま

す。

次いで質疑を打切り討論採決に入り

ましたところ、高田委員は共産党を代

表して、本法案は大衆投資者保護とな

らないことを理由として反対の意を表せ

られ、小山委員は自由党を代表して、

大衆投資者保護を厚くするため当然の

改正であるとして賛成の意を表せら

れ、宮腰委員は国民民主党を代表し

て、将来における認可制または許可制

の実施等の希望條件を付して賛成の意

を表せられ、田中委員は社会党を代表

して、改正点については消極的效果し

か期待できないが、大衆投資家保護の

ため賛成の旨討論せられました。

次いで採決いたしましたところ、起

立多数をもつて原案の通り可決いたし

ました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 採決いたしま

す。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よ

つて本案は委員長報告の通り可決いた

しました。(拍手)

第一 日本製鉄株式会社法廃止法
案(内閣提出)

日本製鉄株式会社法廃止法案

の第一会社の従業者となつた者の

うち、日本製鉄株式会社が製鉄所

から引き継いだ者に対して、日本

製鉄株式会社法施行令第二條第一

項第三号に規定する金額に相当す

る金額を支拂わなければならな

い。

政府は、日本製鉄株式会社が、

前項の規定により同項の金額を支

拂つたことにより生じた損失を、

この法律の施行後一年以内に補償

しなければならない。

企業再建整備法の規定により設

立された日本製鉄株式会社の第一

会社たる八幡製鉄株式会社又は富

士製鉄株式会社(以下「第一会社」)

日本製鉄株式会社法第十六條の規

定により従業者の解職の場合にお

ける手当につき主務大臣のした命

令により、昭和十九年四月一日以

後に退職した者に対し、日本製鉄

株式会社法施行令(昭和八年勅令

第二百四十四号)第二條第一項第

三号に規定する金額を支拂つたこ

とにより生じた損失を、この法律

の施行後一年以内(同会社の清算

がこの法律の施行後一年以内に結

了する場合は、その結了の時ま

で。以下同じ。)に補償しなけれ

ばならない。

4 この法律は、公布の日から施行

する。

2 政府は、日本製鉄株式会社が、

日本製鉄株式会社法第十六條の規

定により従業者の解職の場合にお

ける手当につき主務大臣のした命

令により、昭和十九年四月一日以

後に退職した者に対し、日本製鉄

株式会社法施行令(昭和八年勅令

第二百四十四号)第二條第一項第

三号に規定する金額を支拂つたこ

とにより生じた損失を、この法律

の施行後一年以内(同会社の清算

がこの法律の施行後一年以内に結

了する場合は、その結了の時ま

で。以下同じ。)に補償しなけれ

ばならない。

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

表して、本日鉄法の廃止法案に対しまして反対の意見を述べるものであります。

私が申し上げるまでもなく、日本の基幹産業には二つの重要な基本線があります。

一番に、この基幹産業であります鉄鋼産業は徹底的に自主性を保持しなければならないということ、第二番目に

は、あくまで平和産業として発展しなければならないということであります。

これは衆目が一致した政策であります。にもかかわらず、今までとりました政策並びに現在とられつつある政策といふものは、この重要な二つの政策に相反する方向をとりつたものであります。

こういう意味におきまして、われわれは反対するのであります。その細部について申しますと、日本の製鉄産業は、民間の個人的な力によって発展したのではなく、われ／＼国民の血税によつて保護育成され、とともにかくに現在まで参つたのであります。そういう状態であつて、アメリカやイギリスなんかの製鉄産業と違つた性格を持つてゐる。そういう産業に対しまして、昭和初年におきましての不況時代に、他の民間鉄鋼産業がやつて行けなくなつた。どうにかやつてもらいたいというので、官製の製鉄所にこれが合流いたしまして、そうして日本製鉄株式会社法なるものができ上つて來たのであります。これは明らかに民間の産業をわれ／＼国民の手によつて助けられて來たのであり、われ／＼国民は、あくまでこれを国家的な見地から育成

して参つたのであります。

しかるに、過ぐる第六国会におきましては、日鉄法の一部を改正すると

いう法律案が上程されました。そして、政府が持つておりました過半数の株式を一般民間に拂い下げるという手が打たれたのであります。それほどわれ／＼国民の血のかたまりでつくられた重要な財産といふものが、民間に二束三文で拂い下げられるという形になりましたことは、これは日本の基幹産業に対する自主性なるものを一部武裝解除するという形態を持つて行かれしたことなのであります。

ところが、今やこの日鉄法が廃止されることになりましたといふことは、今まで外国の資本家並びに外国人といふものは日鉄株を所有することはできなかつたのが、この廃止によりますに、外國人が自由にこの日本の基幹産業に対してその株を所有することができるといふ事態になつたのであります。

それで、外國人が自由にこの日本の基幹産業に対する隸属といふ形がはつきり現われつたのであります。

すでに御承知のように、こういふ日本的重要産業の外國の大資本に対する隸屬といふ形がはつきり現われつたのであります。

すでに御承知のように、こういふ日本的重要産業の外國への隸属政策といふのは、過ぐる第六、第七国会におきましても、商法の一部改正であるとか、あるいは帝石法の一部改正、廃止といふような形になりまして、続々と外國資本のために、これらの巨大資本家のために、そらして日本の大資本家のために、そらして日本の大資本家のために、そらして日本の大資本家のために道が開かれて参つたことがあります。(拍手) そうして今ここに、最も決定的に重要な製鉄産業が、外國の資本のためにまる裸にされてしまつたのであります。かくのととき日本

軍需生産を目標として着々と進みつ

して参つたのであります。

しかし、過ぐる第六国会におきましても、日鉄法の一部を改正すると

いう法律案が上程されました。そして、ベルギーあるいはドイツ、米

英にはとても太刀打ちができないこと

は、皆さん方が御承知の通りであります。

日本の製品の六、七割から十割く

らいは向うが安い。そういう事態になつております。どうしてこうして

かかわらず、一トン十ドルで買える開

拓炭、こういふものの輸入を押えて、

十七ドルから八ドルもするというよう

な高い米英の石炭を買う。こういふこ

とによって、どうしてコストの切下げ

が可能であるか。すなわちこれが、日

本の政府がとつておりますところの、

特定国に隸屬させるところの具体的な

経済的な現われであります。(拍手)

かくいたしまして、高い原料を買わざ

れ、またその製品は採算割れによつて

維持されるという形態に持ち込まれつ

つあるのであります。この政府のとつ

ておられます、大資本家のとつておりま

るいは首切りという以外には何もない

ということを、はつきり示してあるも

のであります。

第一番目の問題といつしましては、

かくのとく平和産業として発展させ

なければならぬところのこの製鉄産

業は、今や戦時態勢に切りかえられ、

軍需生産を目標として着々と進みつ

て参つたのであります。

しかし、過ぐる第六国会におきましても、日鉄法の一部を改正すると

いう法律案が上程されました。そして、ベルギーあるいはドイツ、米

英にはとても太刀打ちができないこと

は、皆さん方が御承知の通りであります。

日本の鉄鋼は、そのコストにおきま

るものが、実際におきましてわれ／＼

の前に、日本国民の経済上における嚴

格な不利な形となつて現われておる

のであります。

吉田総理の、現在の朝鮮事変なるもの

は日本に対して好影響を及ぼすとい

うものが、実際におきましてわれ／＼

の前に、日本国民の経済上における嚴

格な不利な形となつて現われておる

のであります。

吉田総理の、現在の朝鮮事変なるもの

定の事項を行なうため、会則を定めて、全国を単位とする土地家屋調査士会連合会を設けることができる。

(法務府令への委任)

この法律に定めるもののほか、調査士の試験、登録及び業務執行に関する必要な事項は、法務府令で定める。

(非調査士の取締)

第十九條 調査士でない者は、第二条に規定する土地又は家屋に関する調査、測量又はこれらの結果を必要とする申告手続をすることを業とすることはできない。

2 調査士でない者は、土地家屋調査士又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

(罰則)

第二十條 調査士となる資格を有しない者が、法務局又は地方法務局の長に対し、その資格につき虚偽の申請をして土地家屋調査士名簿に登録させたときは、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第二十一條 第十一條の規定に違反した者は、二万円以下の罰金に処する。

第二十二條 第十二條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第三項第一項の規定に違反する者は、一万円以下の罰金に処する。

2 第十九條第二項の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

附 則

- 1 この法律は、土地台帳法等の一
部を改正する法律(昭和二十五年
法律第 号)施行の日から施行す
る。

- 2 この法律施行の際現に土地台帳
又は家屋台帳の登録につき必要な
土地又は家屋に関する調査、測量
又は申告手続をすることを業とし
ていた者は、昭和二十七年九月三
十日までは、この法律の適用につ
いては、調査士とみなす。

- 3 昭和二十六年三月三十一日まで
に左の各号の一に該当する者は、
同年六月三十日までに法務局又は
地方法務局の長の選考を受け、調
査士となるにふさわしい知識及び
技能を有すると認められたとき
は、第三條の規定にかかるわらず、
調査士となる資格を有する。

一 土地又は家屋に関する調査、
測量又は申告手続に關し七年以
上の実務の経験を有する者

- 2 第三条第一号に規定する学校
に属する学校において測量に関
する課目を修め、その学校を卒
業し、測量に關し三年以上の実
務の経験を有する者

4 前項の選考を受けようとする者
は、政令の定めるところにより、
選考手数料を納めなければならない
い。

5 法務局又は地方法務局の長は、
第三項の選考にあたつては、建設
省地理調査所の長の意見を聞かな
ければならない。

6 第三项第一号の学校は、法務總
裁が文部大臣の意見を聞いてこれ
を定める。

7 昭和二十五年においては、第五
条を定める。

- 1 条第二項の規定にかかわらず、土
地家屋調査士試験を行わない。

- 2 法務府設置法(昭和二十二年法
律第九百九十三号)の一部を次のよ
うに改正する。

- 3 第八條第三項第八号を次のよう
に改める。

- 4 司法書士及び土地家屋調査
士に関する事項

| 別表中「公証人審査会」の項の次 土地家屋調査士試験に關する事務をつかさどる | |
|--|-----------------------|
| 土地家屋調査士試験に關する事務をつかさどる | 土地家屋調査士試験に關する事務をつかさどる |

ては、この法律に別段の定めがある場合を除く外、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百三十一号)に一括して提案理由を簡単に御説明申し上げます。

第四條 鉄道公安職員は、捜査に關し、その所屬する事務所の所管区域外で職務を行なうことはできない。但し、列車警乗その他の政令の定めるところにより特別の必要がある場合は、この限りではない。

(所管区域)

第五條 鉄道公安職員は、捜査に關し、その所屬する事務所の所管区域外で職務を行なうことはできない。但し、列車警乗その他の政令の定めるところにより特別の必要がある場合は、この限りではない。

(協力)

第六條 鉄道公安職員と警察職員とは、その職務に關し、互に協力しなければならない。

(監督)

第七條 鉄道公安職員は、その職務を執行するため、小型武器を携帯することができる。

(武器の携帯)

第八條 鉄道公安職員は、その職務を行なうに當り、特に自己又は他人の生命又は身體の保護に關し、やむを得ない必要がある場合を除いては、武器を使用してはならない。

(武器の使用)

第九條 鉄道公安職員は、その職務を行なうに當り、特に自己又は他人の生命又は身體の保護に關し、やむを得ない必要がある場合を除いては、武器を使用してはならない。

(武器の使用)

第十條 鉄道公安職員は、その職務を行なうに當り、特に自己又は他人の生命又は身體の保護に關し、やむを得ない必要がある場合を除いては、武器を使用してはならない。

(武器の使用)

第十一條 鉄道公安職員は、その職務を行なうに當り、特に自己又は他人の生命又は身體の保護に關し、やむを得ない必要がある場合を除いては、武器を使用してはならない。

(武器の使用)

第十二條 鉄道公安職員は、その職務を行なうに當り、特に自己又は他人の生命又は身體の保護に關し、やむを得ない必要がある場合を除いては、武器を使用してはならない。

(武器の使用)

第十三條 鉄道公安職員は、その職務を行なうに當り、特に自己又は他人の生命又は身體の保護に關し、やむを得ない必要がある場合を除いては、武器を使用してはならない。

(武器の使用)

第十四條 鉄道公安職員は、その職務を行なうに當り、特に自己又は他人の生命又は身體の保護に關し、やむを得ない必要がある場合を除いては、武器を使用してはならない。

(武器の使用)

した土地家屋調査士法案及び鉄道公安職員の職務に関する法律案について、職務の範囲を規定する法律案について、鉄道台帳の登録につき必要な土地または家屋に対する調査、測量並びに申告手続を業務とする土地家屋調査士に関する法律案について、新たにその業務範囲、資格、試験、業務執行の方法、懲戒、罰則等を定める必要があるものであります。以上が本法案の要旨並びに提案理由の概要であります。

さて法務委員会におきましては、小委員会を設けてこれが立案に當り、七月二十一日、小委員会の成案を得、当法務委員会におきましては、全会一致をもつて委員会提出の法律案と決定いたしました。

認めます。よつて日程は追加せられました。

地方税法案を議題といたします。本委員長の報告を求めます。地方行政委員長前尾繁三郎君。

「総理大臣はどうした」と呼ぶ者はあります。

○議長(前尾繁三郎君) 今すぐ見えるはずであります。

地方税法案

〔本号の附録に掲載〕

地方税法案に対する修正案

〔本号の附録に掲載〕

地方税法案(内閣提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔前尾繁三郎君登壇〕

○前尾繁三郎君 ただいま議題となりました地方税法案について、地方行政委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

今回政府から提案されました地方税法案は、さきに第七国会において政府から提出せられた地方税法案と、その趣旨においても内容においても

それを同じくするものであります。その異なるところは、政府当局の説明するがごとく、前法案に対する国会における審議の状況並びに同法案の不成立による新税法施行期の遅延に伴う諸般の事情にかんがみ所要の修正を施しておる点であります。さきに政府においては、本年度を期し、シャウブ勧告書の趣旨に基く国税、地方税を通じる租税制度の根本的改革を企図し、すでに國税に関しては新制度の実施を見たのあります。が、本法案はこれと相應

しまして現行地方税に全面的かつ根本的改革を加え、新憲法に基く民主政治確立のため、地方自治の基盤たる地方財政強化の理想を達成するとともに、

兼ねて国民負担の軽減並びに均衡化をはからんとするものであります。

次に本法案の内容の概略を申し上げます。まず第一に、本法案は地方財政の窮屈を救い、國家財政依存の弊を除くために地方税收入を拡充し、地方税制の自主性を強化すること、及び国民の地主税負担の不合理、不均衡を是正するため地方税を根本的に改革し、合理的な税制を確立すること、この二つを立案の目標とし、この目標のもとに次の五つの方針をとつておる

すなわち第一には、財産課税の重課、流通課税の整理、消費課税の減少軽減、所得課税の増加、事業課税の軽減、雜税の整理等を行い、地方税全般にわたつてその負担の合理化と均衡化を徹底することであります。

第二には、課税標準、税率等に関する地方團体の権限を拡充して地方税制の自主性を強化するとともに、道府県と市町村税とを完全に分離し、もつて税務行政の責任の帰属を明確にすることであります。

第三には、有力な直接税を市町村税としてその收入の強化をはかるとともに、住民の市町村行政に対する関心を深からしめ、もつて地方自治の基盤を整備すること、納稅秩序を強化すること等により税收入確保の方途を講ずることであります。

第四には、特別徴収に関する規定を

得稅を廃止するとともに、これらの課稅客体であつた事業の附加価値税に対し課稅するものであります。ここに附加価値税といふのは、当該事業がそ

す。この税は、従来の事業税及び特別所得税の段階において国民総所得に附加した価値をさるものであります。生産國民所得の観念で申しますと、一定期間

に附加価値といふのは、当該事業がそなつてること、後者については別途賦課されるべきであるが、前二者は賦課されるべきであるからであります。次に税率は、標準税率を三%、最高税率を

三%とし、免稅点はいずれも附加価値

しまして現行地方税に全面的かつ根本的改革を加え、新憲法に基く民主政治確立のため、地方自治の基盤たる地方財政強化の理想を達成するとともに、

兼ねて国民負担の軽減並びに均衡化をはからんとするものであります。

次に本法案の内容の概略を申し上げます。まず第一に、本法案は地方財政の窮屈を救い、國家財政依存の弊を除くために地方税收入を拡充し、地方税制の自主性を強化すること、及び国民の地主税負担の不合理、不均衡を是正するため地方税を根本的に改革し、合理的な税制を確立すること、この二つを立案の目標とし、この目標のもとに次の五つの方針にのつとり、本法案

変更を加え、徵稅手続を合理化する等のため現行地方税法の全部改正を行

は、附加価値税、市町村民税及び固定資産税の三大新税を創設するほか、入場税、遊興飲食税その他の既存税目によつて五つの方針にのつとり、本法案

は、附加価値税、市町村民税及び固定

資産税の三大新税を創設するほか、入

場税、遊興飲食税その他の既存税目によつて五つの方針にのつとり、本法案

す。この税は、土地、家屋及び減資償額を標準の固定資産に対し、その価格を標準とし、所有者に課するところの税であります。これは従来の地租、家屋税を拡充したものであつて、その主たる相違点は、課税客体が土地、家屋のほかに償却資産が加えられていること、課税標準が賃貸価格と異なり価格であることであります。しかしてその価格は、毎年一月一日の適正なる時価によつて、おおむね各市町村に設置される固定資産評価員の行う評価に基き市町村長が決定するのであります。但し、昭和二十五年度分の固定資産税の課税標準に限り、農地以外の土地及び家屋については賃貸価格の九百倍の額、農地については農地調査法による農地の公定価格に二二・五を乗じて得た額としておるのであります。また償却資産の価格については、資産再評価法によつて再評価を行つた場合における再評価額の限度額、同法によつて償却資産の所有者が現実に行つた再評価額、または再評価を行わない場合においては、その資産の帳簿価格などを参考して適正な時価を市町村長が決定するのであります。税率は百分の一・七を標準といふとしておりますが、当分の間百分の二を最高とし、かつ昭和二十五年度分に限り百分の一・七に一定しておるのであります。なお大規模の工場や発電施設、船舶、車両、鉄軌道、発送配電施設等特殊の固定資産については、その指定及び価格の決定並びに関係市町村への配分等について適切な規定を設けておるのであります。しかして収入見込額は、昭和二十五年度において約五百二十億円であり、平年度

においては約五百九十八億円であります。次に既存税目に対して加えられた変更について大略申し上げますと、その一は入場税に関するものであります。これにつきましては、一部すでに切り離して去る三月から実施せられておるところの税率を、従来の十五割の部分を十割に、従来の六割を四割にそれぞれ引下げたことのほか、新たに課税除外の規定を設け、または入場券、利用券の発行並びに使用について規定を設け、さらに全員無料入場の場合についても状況によつては入場税を課するを得るなど、徵收の強化をはかつておるのであります。

その二は遊興飲食税に関するものであります。これについては、現行税率の十五割、八割、五割及び二割を、それぞれ十割、四割及び二割に引下げるとともに、條例で領收書の発行及び証紙使用の義務を課し得ることとし、徵税の確保をはかつておるのであります。

その三は自動車税、漁業船税、自転車税、荷物税、広告税、入湯税及び接客人税についても新たに標準税率を定め、もつて地域間の負担の均衡化をはかつておるのであります。

次に賦課徵收についての改正に關しましては、あるいは納稅者の権利の保護のため、あるいは稅收入の確保のため各種の新制度を創設し、従来の規定の整備改善を行い、徵稅手続の合理化をはかるとともに、別に全稅目にわたり所要の罰則規定を整備したことと相まって納稅意識の高揚と滞納の絶減を期し、もつて徵稅の強化をはかつておるのであります。

なお多数の難航を経て税制を整備するなど幾多の改革を行つておるのであります。しかし、方税法案について今回の法案が加えておりますところの修正点について申上げます。

まず第一は、附加価値税の実施を年間延期して明年一月一日からとし、それまでは、おむね現行の事業税及び特別所得税を課するものとしたことになります。その理由とするところは、元来その負担の転嫁することを予想する税種について半年以上も過去にさかのほつて実施するということは不適当であります。新税の実施には法案の成立後も準備に万全を期する必要があります。しかるに、附加価値税にかかる存置される事業の課税客体については、おむね現行の事業税及び特別所得税につきましては、その事業税及び特別所得税のそれと同一にしておるのであります。ただ農業、林業については、固定資産税との間に連上これを非課税として、また原始産業の中主として自家労力によって行うものについても、附加価値税の場合とまつたく同様に課税をしないこととなつておるのであります。税率については、附加価値税について予定した四百二十億円の收入を得ることを目途として、現行税率を本税及び附加税を合せて全体にわたり二割ずつ引上げるとともに、免稅点は現行の四千八百円から一万五千円に引上げられておるのであります。しかして、この事業税及び特別所得税は全額を道府県税とするとともに、納付の方法は現行通りの普通徵収の方法によるものとし、やがて実施せ

るるることになつてゐる附加地価税の調整をはかつておるのであります。
第二に市町村民税については、法案成立の遅延に伴い、昭和二十五年度からその納期を昭和二十五年度においては九月、十一月及び一月の三期とし、また昭和二十六年度においては七月、十月、十一月及び一月の四期としたのであります。
第三には、固定資産税について標準税率を前の百分の一・七五から一・七に引下げるとともに、昭和二十五年度においては百分の一・七の一一定税率を用いるが、同年度分の固定資産税の收入見込額が五百二十億円を相当に上回り、または下まわると認めるときは、おむね五百二十億円となるよう、昭和二十六年一月中において、地方財政委員会がその税率を変更することとなつておるのであります。(このほかお固定資産税については、昭和十五年度分の課税対象たる償却資産に限り、その価格の仮決定の方法並びに税額の翌年度における清算方法、昭和二十六年度分の固定資産税の各納期における納付額の算定並びに最終納期における清算方法、昭和二十五、六兩年に計算し、その額を一万円とするなど、昭和二十五年度及び二十六年度分に限り土地、家屋及び償却資産の各納付について特例を設けておるのであります。
以上の諸点が改正原案に加えられた修正点の主要なものでありますのが、今回の法案は、さらに新税法制度の趣

旨に照し、同法案の附則をもつて地方財政法に次のとおり改正を加えることとしておるのであります。その一つは、地方団体は寄付金を割当て、強制的に徴収するようなことをしてはならないこと、その二は、公共事業費の財源を起債に求める場合は、従来少くとも二割の増税をしていなければならなかつたのでありまするが、少くとも標準税率で課税している場合であればよいものとしたことであります。

以上、本法案の内容の概要を申し上げたのでありまするが、本法案はわが国租税制度上画期的な重要法案であり、その内容は複雑多岐にわたり、意図する改革は根本的であるので、わが国現下の経済事情のもとにあつては、新税制が産業経済並びに国民生活の全般に及ぼす影響は相当大きいものがあることが予想されますので、地方行政委員会におきましては、前国会においてもすでに相當に研究、論議が行われたのでありまするが、さらに本案が、七月十二日、本委員会に付託されて以来、翌十三日、地方自治局長官、岡野國務大臣の提案理由の説明を開き、連日長時間にわたり会議を開いて慎重審議を重ねたのでありますて、その間、本月十七日には大蔵、農林、通商産業、水産等各委員会とも連合審査会を開いたほか、同十九日、二十日の両日にわたり、関係各方面から九人の代表を参考人として招致いたしまして、その意見を聴取し、前国会において三日間にわたつて公聽会を開き、徵税者、納税者、学識経験者等国民各層各界の代表員会並びに連合審査会における質疑応

容について御報告をいたしたいと存じますが、論議はきわめて広汎多岐にわたりますので、ここには概説的に主要な論点の一、二を御紹介するのとどめ、詳細は会議録についてごらんを願うこととしたします。

本法案の審議にあたりましては、もとより新税制全般にわたる論議、及び各個の税目についてしさいに検討が行われたのでありまするが、さきに前国会において同じ構想になる地方税法案が審議せられておりまするので、これららの研究に加えてその欠を補い、その後における時の経過に伴う諸事情にかんがみ各般の論議が展開せられ、特に前回の法案に対する今回の修正点を中心とし、内外の客觀情勢の変化に応じ、さらに広く新税制の実施に關連を有する諸問題、及び前法案の不成立に伴う地方財政に対する政府の臨時処置に関する問題、たとえば地方財政平衡の全額負担、地方債の増額及び起債の交付金制度の運営、特に交付金額の増額及び標準税率との関連、災害復旧費の全額負担、地方債の増額及び起債の分合等地方自治に関するもの、さらにおける寄付金等地方財政に関するもののはか、国及び地方公共団体相互間ににおける事務の再配分、市町村の廃置に物価、金融、産業、国民生活に及ぼす影響等について、委員と政府当局との間に質疑応答がかわされたのであります。

まず総括的な論点となりましたものは、改正原案に対する今回の修正は單に法の施行期の延長によるものであるか、あるいは前国会における論議の状況にかんがみたるものか、もししからば、修正はなお不十分であつて、新税

制のねらいである国民負担の軽減も、均衡の是正もなお不十分であるが、政府は地方税額においても減税の意図はないかとの問い合わせに対し、政府としては前国会における論議にかんがみ、本が国現下内外の情勢上、この際としてはなし得る最大限の修正をなしたものであつて、地方財政強化のために、この程度の税負担はやむを得ず、国税と総合的に考察すれば国民の税負担は相当軽減せられる旨の答弁があり、なお本年度においては、新税法施行期の遅延により納税期が下半期に集中すること、ため納税の困難が予想せられること、長期的税制改革についてはその運営の適正を期し、国民の迷惑を除くために新税制の普及徹底に遺憾なき期成すことを、税務機構の整備と吏員の教養指導の完璧を期すことの必要が論ぜられていましたが、政府は、前者に対しては平衡交付金の増額はにわかに望みがなく、各税目にわたり納期の調整によってこれを緩和すべく、後者については政府において適切な指導助言をおえ、東道の刷新高揚をはかる旨の答弁があつたのであります。

差による不均衡を避けがたい欠点があり、また償却資産の捕捉並びにその範囲に関する疑問が展開せられ、住民税については、その所得割が前年度の所得額を課税標準とすること、特に本年度にあつては、いまだ所得税が減税されなかつた昭和二十四年度の所得税額を基準とするとの不当が論ぜられたのであります。政府は、前者については、一定率は本年度の特例的便法であつて、来年度において現実の資産再評価により不均衡は是正せられ、償却資産の認定については別に基準が示されることになつており、後者については、減税された所得税のある部分が地方税として地方收入に委譲せられたものと解すべきであると答弁したのであります。

なおそのほか遊興飲食税の名税、税率、免稅点、電気ガス税の非課税範囲、荷車税、自転車税の税額なしし免税等について質疑が行われたのであります。電気ガス税の課税の範囲については、地方財政委員会においてさらに関議を進め、調査の結果を次の国会に報告することになつてゐる旨の答弁があつたのであります。

最後に滞納者の延滞処分及び罰則規定の適用について、徵税当局が運用を誤り、いやしくも地方自治の本旨を害し、その運営に支障を来すことのないよう要望があり、政府は、これについては地方に対し適切な指導をなすことを約したのであります。

かくて七月二十二日、十日間にわたる質疑を経え、討論、採決に入つたのであります。まず門司奨善委員から各税目について社会党の修正希望意見の開陳があり、次いで藤田義光委員はか三

名提出の修正案が上程され、これにつきましては、床次徳二委員から趣旨の弁明があつたが、修正案の内容は次の二点であります。その第一は、附加価値税の実施を、原案よりもさらに一年延期して昭和二十七年一月一日より実施すること。その二は、固定資産税の税率は、原案における百分の一・七を百分の一・六に引下げる事。修正の理由は、要するに新税たる附加価値税は、現下の経済事情において完全に実施するためには、国民に周知せしめるとともに相当の準備期間を置く必要がある、また固定資産税については、できる限り国民負担の軽減をはかり、その激変の回避をはかるというにあります。

修正案に対する質疑終了後、修正案と本法案とを一括して討論に付し、国民党を代表し床次徳二委員、自由党を代表し河原伊三郎委員からそれぞれ賛成意見の開陳があり、日本社会党大矢省三委員、日本共産党米原穂波委員及び農民協同党松本六太郎委員からそれぞれ党を代表して反対の演説があつりましたが、その内容はすべて会議録に譲ります。

討論を終結、採決の結果、修正案は多數をもつて可決せられ、統いて修正部分を除く原案もたゞ多數をもつて可決されました。よつて本法案は修正可決と譲り受けた次第であります。

以上御報告を申し上げます。(拍手)

○謹長(幣原嘉量郎君) 本案の委員長報告に対し質疑の通告があります。これを許します。勝間田清一君。

[勝間田清一君登壇]

表し、政府並びに委員長に対しても質問を申し上げさせていただきたいと存じます。

いよいよ重大な地方税法案もここに上程されるに至つたのであります。今日になつてこれを顧みて参りますが、ならば、われくはそこに幾多の問題が存在することを発見せざるを得ないのであります。すなわち、まず第一に、この地方税を成立せしむることが難明せざるを得ないのであります。われわれは、數に頼んで、しかも責任政策を未會有の困難と混亂とに陥れておつたところの責任の所在をわれくは申明せざるを得ないのであります。われわれは、數に頼んで、しかも責任政治の中におきまして、この地方税をむりに通すことができないといいたします。るならば、現行法のもとにおける措置を行つた上におきまして、その政府の責任を遂行すべきであつたと存するものであります。(拍手)しかるに今日に至りましたて、この政府の適切なる処置なくして空洞状態を引き起し、今日今後に起るところの重大なる財政負担を背負う農民、中小商工業者及び労働者の立場を考えてみまするならば、政府の責任はきわめて重大なものと考えるのであります。(拍手)

さうに私は考えまするのに、現在政府は、国会の意思を尊重いたしまして、国会の多数の意見に従つて行くことが、國政の運用においてまことに当然といわなければなりません。かかるに、眞の民主主義政治は、国会の意思を尊重するものが他面に存在すると同時に、他の一面におきましては、政府の責任政治が同時に確立しなければならぬことを痛感いたすものであつます。(拍手)二百数十名の党員を擁する

現在の政府は、一野党的修正案に従つてこれに同調せざるを得なくなるに至つた今日を考えてみると、はたして現政府がその責任の完全を期し得たかいかんについて重大なる疑問を生ぜざるを得ないのであります。しかも、ここに起るところの修正なるものが、眞に現在の地方税の根幹に触れ、勤労階級の負担に重大なる軽減が行われるものと見えて、これが実行いたすとされわれはあえてこの質問は行わぬのでありますけれども、今日かかる程度考えまするならば、責任政治はまさに修正をもつて、しかも政府の責任がこれによつて遂行せられるがごとくに地に落ちたといわなければならぬと思ふのであります。(拍手)政府は、かかる意味合いでおいて、しかる責任を感じられるか、この点について明快に御答弁を承りたいと存するものであります。(拍手)

次に委員長に対して御質問を申し上げたいと存しますが、この修正案の可

決された内容を見ますると、まず第一

に固定資産税におきまして、従来の税

率一・七を一・六に引下げられました。

しかしながら、この税収入は依然とし

て五百二十億を予定せられておるのであります。(拍手)もちろん一・六に引

下げるといひまするならば、われく

の数字をもつていたしまするならば、三十数億の減税が当然行われてしかるべきであると考えるものであります。

であると考えるのであります。(拍手)

予算の修正を行はずして税収入を確保し、しかも一・七を一・六に引下げる

ということは、いかなる論理に基くもの

であります(拍手)

でありますか、委員長の明快なる御答弁を

承りたいのであります。

さらにその問題が、もし補正予算を

いたしまするならば、あの地方税法案

にあります通りに、五百二十億に達し

しまして、しかもそれは国会及び政府に通

告するだけで十分であるという條項が

ありますけれども、それに従つても

しこれを実行するといひますなら

ば、一・六に税率は下げたけれども、

五百二十億は完全に確保して見せる

う態度であることにいて、かわり

はないであろうかどうかを御質問申し

上げたいのであります。(拍手)もし、

かかる事実によつて本法案を通過せし

めるといたしますならば、国民の目を

惹かずために一・七を一・六にした歎

謗政策のほかの何ものでもないとい

うことを感ぜざるを得ないのであります。

(拍手)これに対し、委員長はいか

なる経過であつたかを明確にお示しを

賜わりたいであります。

さらに申し上げなければならないの

は、附加価値税をもう一年延期し、固

定資産税の税率を〇・一減税するかの

ことときらいをとつておりますけれど

も、諸君の御案内の通りに、またシャ

ウ博士も言われておる通りに、地

方、中央を通じてこの税は均衡を保つ

ておつて仕組まれたものであるばかり

でなしに、地方税の体系内におきまし

て、住民税と固定資産税と附加価値

税との間には、それ／＼の仕組んだ組

立てがあるということは明確なる事実

でありますとして、かかる場合において、

(拍手)しかも、平衡交付金はすでに六

十人八億を支出いたしまして、下半期

に残るところの財源は、特別平衡交付

金百五十億及びその他の残額三日二十一

七億にすぎないという状況であります。

かかる状態において、かかる地方

税の徵收を行つて行くといたします

ります。(拍手)すなはち委員長の報

告通りに、住民税の内容は、法人税は

は行い得なかつたものと考えるので

あります。(拍手)すなはち委員長の報

告するだけで十分であるという條項が

ありますけれども、それに従つても

しこれを実行するといひますなら

ば、一・六に税率は下げたけれども、

五百二十億は完全に確保して見せる

う態度であることにいて、かわり

はないであろうかどうかを御質問申し

上げたいのであります。(拍手)もし、

かかる事実によつて本法案を通過せし

めるといたしますならば、国民の目を

惹かずために一・七を一・六にした歎

謗政策のほかの何ものでもないとい

うことを感ぜざるを得ないのであります。

(拍手)これに対し、委員長はいか

なる経過であつたかを明確にお示しを

賜わりたいであります。

さらに申し上げなければならないの

は、附加価値税をもう一年延期し、固

定資産税の税率を〇・一減税するかの

ことときらいをとつておりますけれど

も、諸君の御案内の通りに、またシャ

ウ博士も言われておる通りに、地

方、中央を通じてこの税は均衡を保つ

ておつて仕組まれたものであるばかり

でなしに、地方税の体系内におきまし

て、住民税と固定資産税と附加価値

税との間には、それ／＼の仕組んだ組

立てがあるということは明確なる事実

でありますとして、かかる場合において、

(拍手)しかも、平衡交付金はすでに六

十人八億を支出いたしまして、下半期

に残るところの財源は、特別平衡交付

金百五十億及びその他の残額三日二十一

七億にすぎないという状況であります。

かかる状態において、かかる地方

税の徵收を行つて行くといたします

ります。(拍手)すなはち委員長の報

告するだけで十分であるという條項が

ありますけれども、それに従つても

しこれを実行するといひますなら

ば、一・六に税率は下げたけれども、

五百二十億は完全に確保して見せる

う態度であることにいて、かわり

はないであろうかどうかを御質問申し

上げたいのであります。(拍手)もし、

かかる事実によつて本法案を通過せし

めるといたしますならば、国民の目を

惹かずために一・七を一・六にした歎

謗政策のほかの何ものでもないとい

うことを感ぜざるを得ないのであります。

(拍手)これに対し、委員長はいか

なる経過であつたかを明確にお示しを

賜わりたいであります。

さらに申し上げなければならないの

は、附加価値税をもう一年延期し、固

定資産税の税率を〇・一減税するかの

ことときらいをとつておりますけれど

も、諸君の御案内の通りに、またシャ

ウ博士も言われておる通りに、地

方、中央を通じてこの税は均衡を保つ

ておつて仕組まれたものであるばかり

でなしに、地方税の体系内におきまし

て、住民税と固定資産税と附加価値

税との間には、それ／＼の仕組んだ組

立てがあるということは明確なる事実

でありますとして、かかる場合において、

(拍手)しかも、平衡交付金はすでに六

十人八億を支出いたしまして、下半期

に残るところの財源は、特別平衡交付

金百五十億及びその他の残額三日二十一

七億にすぎないという状況であります。

かかる状態において、かかる地方

税の徵收を行つて行くといたします

ります。(拍手)すなはち委員長の報

告するだけで十分であるという條項が

ありますけれども、それに従つても

しこれを実行するといひますなら

ば、一・六に税率は下げたけれども、

五百二十億は完全に確保して見せる

う態度であることにいて、かわり

はないであろうかどうかを御質問申し

上げたいのであります。

（拍手）すなはち委員長の報

告するだけで十分であるという條項が

ありますけれども、それに従つても

しこれを実行するといひますなら

ば、一・六に税率は下げたけれども、

五百二十億は完全に確保して見せる

う態度であることにいて、かわり

はないであろうかどうかを御質問申し

上げたいのであります。

（拍手）すなはち委員長の報

告するだけで十分であるという條項が

ありますけれども、それに従つても

しこれを実行するといひますなら

ば、一・六に税率は下げたけれども、

五百二十億は完全に確保して見せる

う態度であることにいて、かわり

はないであろうかどうかを御質問申し

上げたいのであります。

（拍手）すなはち委員長の報

告するだけで十分であるという條項が

ありますけれども、それに従つても

しこれを実行するといひますなら

ば、一・六に税率は下げたけれども、

五百二十億は完全に確保して見せる

う態度であることにいて、かわり

はないであろうかどうかを御質問申し

上げたいのであります。

（拍手）すなはち委員長の報

告するだけで十分であるという條項が

ありますけれども、それに従つても

しこれを実行するといひますなら

ば、一・六に税率は下げたけれども、

五百二十億は完全に確保して見せる

う態度であることにいて、かわり

はないであろうかどうかを御質問申し

上げたいのであります。

（拍手）すなはち委員長の報

告するだけで十分であるという條項が

ありますけれども、それに従つても

しこれを実行するといひますなら

ば、一・六に税率は下げたけれども、

五百二十億は完全に確保して見せる

う態度であることにいて、かわり

はないであろうかどうかを御質問申し

上げたいのであります。

（拍手）すなはち委員長の報

告するだけで十分であるという條項が

ありますけれども、それに従つても

しこれを実行するといひますなら

ば、一・六に税率は下げたけれども、

五百二十億は完全に確保して見せる

う態度であることにいて、かわり

はないであろうかどうかを御質問申し

上げたいのであります。

（拍手）すなはち委員長の報

告するだけで十分であるという條項が

ありますけれども、それに従つても

しこれを実行するといひますなら

ば、一・六に税率は下げたけれども、

五百二十億は完全に確保して見せる

う態度であることにいて、かわり

はないであろうかどうかを御質問申し

上げたいのであります。

（拍手）すなはち委員長の報

告するだけで十分であるという條項が

ありますけれども、それに従つても

しこれを実行するといひますなら

ば、一・六に税率は下げたけれども、

五百二十億は完全に確保して見せる

う態度であることにいて、かわり

はないであろうかどうかを御質問申し

上げたいのであります。

（拍手）すなはち委員長の報

告するだけで十分であるという條項が

ありますけれども、それに従つても

しこれを実行するといひますなら

ば、一・六に税率は下げたけれども、

五百二十億は完全に確保して見せる

う態度であることにいて、かわり

はないであろうかどうかを御質問申し

上げたいのであります。

（拍手）すなはち委員長の報

告するだけで十分であるという條項が

ありますけれども、それに従つても

しこれを実行するといひますなら

ば、一・六に税率は下げたけれども、

五百二十億は完全に確保して見せる

う態度であることにいて、かわり

はないであろうかどうかを御質問申し

上げたいのであります。

（拍手）すなはち委員長の報

告するだけで十分であるという條項が

ありますけれども、それに従つても

しこれを実行するといひますなら

ば、一・六に税率は下げたけれども、

五百二十億は完全に確保して見せる

う態度であることにいて、かわり

はないであろうかどうかを御質問申し

上げたいのであります。

（拍手）すなはち委員長の報

告するだけで十分であるという條項が

ありますけれども、それに従つても

しこれを実行するといひますなら

ば、一・六に税率は下げたけれども、

固定資産税の税率一・七を一・六に下げました委員会全般の空氣はもちろらん、政府の出しておられます計算の根基を見ますと、一・六の税率によりまして最も、十分それだけの収入を上げ得る。従つて、政府の計算の考え方と委員の考え方と違ふ点があつたのであります。それと違ふ点があつたのであります。なおまた、それが負担の軽減になるか、あるいはその後において調整され、あるいはその後において調整され、負担の軽減になるかどうかと、今までして、委員会としての全体の空氣はそういうことであつたということを申し上げます。

また附加価値税の延期に伴いまして、住民税などの税と一体でありますから、住民税の改正等をやらずにはつておくのはどうかというような反対論も確かにございました。しかしこの委員の考えは、少くとも附加価値税にはいろいろ現在欠点があり、また現実の日本の状態には少くとも合わないのですが、これは水掛論をするよりも、さきの地方税法案の不成立の責任はいずれにありやという御質問でございますが、これはお考へでござりますが、われわれは、不成立の場合に早期に臨時国会を開くことを決意いたしました。不成立に伴つて臨時立法をなせしなかつたがゆえに、臨時立法をいたしてやれども、これは國民に迷惑をかけるば

かりでございます。税理に専門である勝間田君は、二、三箇月の臨時立法が行われ得ないということは十分御承知のところだらうと思ふのであります。従いまして、早急に臨時国会を開きまして地方税法案の審議を願つた次第であります。

次に、地方税の徵収が下期に固まるではないか、国税と地方税との調整をいかにするかという問題でござります。これは御承知の通りに、今年度の第一・四半期は相当政府の収入超過になつております。しかし第二・四半期、ことに第三・四半期におきましては散布超過になることは、だれが目ても考えられる事柄であるのであります。われわれは、国税と地方税の納期を考慮、金融その他の施策を講じて調整に万全を期する考え方であります。

次に、平衡交付金の増額を補正予算でやるかやらないかというお話をございますが、ただいまのところ、徵税が十分に行けば平衡交付金を増額する必要はないと考えております。

最後に、預金部より短期融資をいたしましたこの六月末に泊りまする百六十億円の利子について、政府はこれがために補正予算をつくるかというお話をしていますが、六月までに出しまして百六十億円近い金は、おおむね六月中に出ておるのであります。しかして八月から徵税が始まりますて、そぞして十月、十一月に入つて来るならば、地方の利子負担はごく少額にとどまるのであります。しかして他方におきまして、八百三十億円の地方債の利子九分ないし九分四厘を七分ないし七分四厘に最近引下げますから、これによりまして、地方の利子負担は政値あ

るいは十億近い軽減になるのであります。これによつて地方の財政の施行に資したいと考えております。(拍手)・
○議長(幣原嘉彌郎君) これにて質疑は終了いたしました。
これより討論に入ります。門司亮君。

るいは十億近い軽減になるのであります。これによつて地方の財政の施行に資したいと考えております。(拍手)・
○議長(幣原宣重郎君) これにて質疑は終了いたしました。
これより討論に入ります。門司亮君。

【門司亮君登壇】

○門司亮君 私は、日本社会党を代表いたしまして、だいま提案されております地方税法案に対しまして、修正を含めたものにつきまして反対の意思を表示しようとするものであります。法案に對します反対の意思表示をいたします前に、私は、この修正をいたしましたことについての與党的な方々の氣持と、さらに政府に對し、諸君の立場について一言触れておきたいと思うのであります。

岡野國務大臣は、本法案の提出にあたりまして、その提案理由の説明の中に、附加価値税を創設することは、従来の地方税が非常に累積であつたから、この悪税をなくして、そうして最もわれ／＼が理想的と考えておる附加価値税を創設するものであるとして、非常に附加価値税を創設されておるのであります。しかるにその附加価値税が実施できなかつたといふことは、さきの国会において皆さんの御承知の結果であつたのでございまするが、これの実施のできなかつたということは、もう一つは実際上の運営においてこれができないが、しかし附加価値税は、従来の事業税にかわつて断じてよい税制度であるから、私はこれをぜひ国会で成立させていただきたいといふうな、きわめて礼讃的なお言葉があつたのであります。しかるに修正案を見ま

すると、その所管大臣がきわめて礼節あるとして酷評をいたされております。従来の税制がそのまま存続することに相なつておるのでござります。従いまして、政府はこの所信のもとに附加価値税が是なりとして出しておきながら、依然として事業税を一年存続せざるを得ない結果になつた、その原因と経過を十分に知つていただきたいのであります。これは自由党の與党的な諸君のお考えでなくして、しかも野党の方にあつた民主党の諸君の提案にかかる修正案であるということは御存じの通りであります。(拍手)しかるに、その野党であります民主党が、自由党のよつてもつて立つておりまする政府の私議したこの附加価値税が悪税であるとして、依然としてこれの一年延期を主張し、しかもその主張をいたしましたものに自由党の諸君が同調せられたという今日の立場は、一体何を物語るかということになります。(拍手)

政府、ことに吉田内閣総理大臣並びに所管大臣にお考えを願いたいと思ひますことは、與党的諸君が、この政府の提案理由の説明とまつたく反対の立場に立つて附加価値税の一年延期に賛成されたということは、明らかに二百八十六名の自由党の與党代議士全體の現吉田内閣に対する不信任の意思表示の現われであるということを、はつきりと知つてもらいたいのです。

(拍手)政府が所信において述べましたように、附加価値税が絶対によい法律案なりとするところの確信がございまるならば、野党である民主党の出でられたこの修正案に、なぜ一体同調され

たのでありまするか。政府與党的二百八十六名の諸君が、野党的修正案に對して、政府の持つておりまする今日までの所信と反対の決議をしなければならないようないじなさを、われくは實に哀れに考えるものであります。
(拍手)またこれと同時に、與党において、かくのごとき現実の不信任案を突きつけられて、依然として台閣にかじりついております大臣諸公は、明らかにそのポストへの執着であるといふことを申し上げまして、決して過言ではないと考えるのであります。(拍手)
私は、かくのことき前提のもとに、以下本案に対する反対の意見を開陳いたしたいと思うのであります。
第一に附加価値税でありまするが、附加価値税に対しましては、さきの国會における所管大臣の説明によりまするならば、この税の性格は一面流通税の性格を持ちまするとともに、また収益税としての性格を持つものであるといふことの説明がなされ、現在の池田大蔵大臣も、第七国会においては、この收益税と流通税との中間のものであるといふような御説明があつたのであります。しかるに、今回の所管大臣は、明らかにこれを流通税であるといふことの、はつきりした言明があつたのであります。このわづか三箇月ないし四箇月の間ににおける政府當局のこの税に対する見解の相違は、いかにこの税に對して政府みずからがその性格をはつきり把握していないものであるかということを明らかに物語るものであります。(拍手)従いまして、もしこの税が流通税であるといふとするならば、これはすでに自由黨の諸君が、懶として、その最も大きな題目として

盛んに宣伝されました取引高税の明らかなる変形であり、取引高税よりも加重された税制であつて、改悪されものであると言わなければならぬのであります。(拍手)これがもし流通税でありますならば、ただちにこれが物価に影響いたして参りまして、必然的に物価の値上がりとなって、これはただちに消費者に転嫁されて大衆課税と相なつて参るのであります。しかるに政府は、現在の状態においては、どういふ物価の値上げは困難であろうといふとの御答弁があつたのでござりますが、もし物価の値上げが困難であるといたしまするならば、当然事業の中にこれを吸収いたさなければならぬのであります。

に吸収いたしますならば、労働階級に対するきをもつて大きな生活の脅威になるとさうことを、はつきり知つていただきたいのです。(拍手)しかもこの二つの性格が、太政大臣の申しておられますように、もしこれが中間的存在であるとしたまますならば、この附加価値税は、実際の問題は附加価値税というよりも、むしろ税の性格のわからない不可解税と申し上げた方があるいは適切ではないかということを考えざるを得ないのであります。(拍手)手)かくのことき、まったく税の本質すらわからぬい、また世界のいずれの国家においても実施いたされておりませんこれらは税制が、きわめて短時日のうちに、しかも十分なる検討と討議が加えられないで、政府はこれを最も適切妥当なる、従来の事業税に比べてはるかにまさる税金であるということを蒙詰せられるにおいては、まったく私どもは、その言うべき言葉を知らないと言つていひほど不定見であるといわざるを得ないのであります。(拍手)

さらにその次に考えて参りますのは市町村民税でござりまするが、市町村民税に対しましては、先ほども勝間田君から申し上げましたように、従来の市町村民税は、總額千四百五十円を、都道府県において大体七百円、市町村において七百五十円を均等いたしまして、しかもその中の一三%ないし一四%は当然これを資産にかけて參つたのであります。従いまして、資産と法人においてその税額の五〇%の課税がいだされたといふことは、諸君も御承知

と思うのであります。しかるに、今回
の税制の改革におきましては、その大
人と、さらに資産割が削除されて参り
ております。個人の均等割と、さる
に前年度の所得税の一割八分といふ、
まったく苛酷なる税制においてこれを
取立てようとしたしておるのであります
す。

があり、最も重要な問題であります。つまり、税制改革に対しても、数字のごまかしによってこれをごまかさんとするが、この態度に対しましては、断じてこれを糾弾しなければならないのであります。(拍手)

私どもはかく考えますとともに、次の固定資産税でありまするが、固定資産税に対しましては、法律の内容におきましては、御承知のように、この税制の算定の基礎になるべきものは時価によつてこれを補うとしたすといふことが、はつきり示されておるのであります。しかるに、この法案の内容を見て参りまするならば、農地を除く土地、家屋に対しましては九百倍、さることに農地に対しましても、自農農特別推置法のいわゆる六條の規定による倍数の二二・五倍というように、これもまた同じじようく九百倍に相なつて参つておりますのであります。

今日私どもは、日本全体の土地、家屋の賃貸価格と時価との関係を調査いたしまするならば、東京においてわざわざかに九百九十倍であり、大阪においては最高六百六十倍であり、神戸において、あるいは横浜において、大体これは五百倍であり、さらに農村地帶に参りまするならば、これは二百五十五倍ないし三百倍が今日の時価であるということは、これは諸君御承知の通りであります。さらに昭和二十一年の財産税設定によりまして物納いたしましたものを政府が買い上げました価格は、大体百二十五倍から二百二十五倍であるといふことを、これまでの過去における事実がはつきり物語つておるのであります。従いまして、これらの状態を勘案いたしまするならば、当然九百倍の

あらずして、五百倍が妥当であると考
えられるにもかかわらず、時価とおよ
そかけ離れた、異常に高額な倍率でき
められるということは、実際価格と、
税金を課します課税価格の上において
非常に大きな開きがあるといふこ
とになり、これが悪税でなくて一体
何であるかということであります。
(拍手)もし住民が、日本国民が、みず
から持っておりますこの財産を売却
せんとするならば、二百五十倍ないし
三百倍にしか売れないものに、九百倍
の価値があるとして税金をかけるとい
うことは、不当課税でなくて一休何で
あるかということであります。(拍手)
われわれは、かくのごとき処置に対し
ましては断固として反対しなければな
らないであります。

さらに償却資産の面に対しましては、いかなる状態になつてゐるか。償
却資産に対する税率は、百分の一・七
五の前国会の税率が一・七に下げられ、
さらに修正案によつて一・六に修正は
されておりますが、この償却資産の課
税客体、これから割出して参りまする
課税額は一体どれだけであるか。前国
会におきましては一兆三千億以上の數
字が計上されて参つたのであります。
本国会におきましては、数字のつじつ
まを合せるために、わずかに九千七百
億になつておりますが、もし前国会に
出して参りました一兆三千億の数字が
正しいとするならば、これに一・七五
をかけて参りますならば、明らかに二
百一十七億の税金がそれなければなら
ない。これの八〇%の徴税率を見て参
りましても百八十数億の税金がとれて
参るのであります。しかるに、この償
却資産に対する税の総額はわずかに九

十三億である。

われくへは、およそ税金をかけて参りますには、課税額に対しまして公平なる課税率をかけるといふことが税の建前でなければならない。政府みずから

の原案による説明によりますなら、前国会におきましてわざかに捕捉

が五二%であり、本国会において七

定するときにおいて、前国会におい

ては四八%の脱税を認め、今国会にお

いて三〇%の捕捉しがたい脱税を認めておるということをいわなければならぬのであります。(拍手)

もしほんとうに税を十分に御存じの方

は、課税額に対しましては、これを百

一%捕捉するものとして、さら

に徵税率において八〇%あるいは七

〇%の徵税ができるということから當然税額を定めなければならぬのであ

ります。しかるに今回の政府のこの税

率の定め方といふのは、明らかに所要額から逆算して參りました。すさん

きわまりないものであると、どうと

れども、われくへは指摘しなければならぬのであります。

これを裏書きするものは、「体何で

あるか。これを裏書きするものは、すな

わら法の三百五十條、いわゆる固定資

産において五百二十億の積金がもし上

まる場合には、あるいは下まわる場

合には、昭和二十六年一月において、

がどれだけとれるかわからぬが、もしと

れ過ぎたならば、あるいは足りなくなつたならば、来年の一月税率をかえ

るというような、不見識きわまる税の制定が、一体どこの国にあるかといふことあります。

税金は、御承知のように国民の血税である。この税金の収支のためには、

あるいは親子心中が行われ、あるいは自殺が行われることは、御存じの通りでございましょう。

あやまつてかけられた税率に対しましても、もし納めなければ差押さえもあり、あるいは競売もあるでございましょう。他人の財産を、国民の財産を、税の不納によつて、しかも差押さえをし、競売をし、あるいは親子心中の原因をつくり、自殺の原因をつくるこの税制において、この税制ばかりの税率であるといふよう

な不見識な税金が、一休国会において認められるかどうか。私は、およそかの

ごとき税制を見たことがないのであります。(拍手)

以上は、非常に大きな税額の変更が

さらに新しい税法として課せられたものに対する私どもの反対の意見でござ

りますが、これを総合して見ますと、

あらば、附加価値税においては、物価の値

上りを來すか、さもなくんば労動階級

の首切り、賃金値下げを行うかとい

うことである。従つて、これは明らかに大衆にその負担と犠牲を負わせるもの

であるということの結論が出て参るの

である。さうして、これは明らかに地代、家賃並びに小作料の値上がりをもつ

て、これまた大衆課税になるといふこ

とを、はつきりとしていただきたいの

であります。(拍手)この二つの税金

は、何と諸君が申されましても、これ

は明瞭に働く者の、労動階級のすべ

てに転嫁される税金であるということ

を、はつきりと御認識が願いたいので

あります。(拍手)

さらに市民税が、先ほど申し上げて

おりますように、法人並びに資産を

持つております諸君に対してきわめて

風趣的でござつております。従いまし

てこれら三つの大きく改革されまし

た法案の内容を検討いたして参ります

るならば、政府の今回の地方税改革

は、税制改革において、いわゆる大衆

労動階級に対しますこの苛酷なる、過

重なる税制は、明らかに労動大衆の負

担の増大であるということをいわなければならぬのであります。従いまし

て、これら

の議案の上において資本階級の資産

の蓄積に寄與せられようとするのが

あります。(拍手)

以上は、非常に大きな税額の変更が

さらに新しい税法として課せられたものに対する私どもの反対の意見でござ

りますが、これを総合して見ますと、

あらば、附加価値税においては、物価の値

上りを來すか、さもなくんば労動階級

の首切り、賃金値下げを行うかとい

うことである。従つて、これは明らかに

大衆にその負担と犠牲を負わせるもの

であるということの結論が出て参るの

である。さうして、これは明らかに

地代、家賃並びに小作料の値上がりをもつ

て、これまた大衆課税になるといふこ

とを、はつきりとしていただきたいの

であります。(拍手)この二つの税金において不備欠陥が必然的にありますと

たしますならば、そこから参ります税とか、あるいは入場税であるとか、諸般の、軽減すべきものであるという税の不均衡と税の混亂は、やがて地方自治法を破壊する危険をここに包蔵する

ということを言わなければならないの

であります。(拍手)

さらに税制に対しまする罰則は「一体

おきますように、法人並びに資産を

持つております諸君に対してきわめて

風趣的でござつております。従いまし

てこれら三つの大きく改革されまし

た法案の内容を検討いたして参ります

るならば、政府の今回の地方税改革

は、税制改革において、いわゆる大衆

労動階級に対しますこの苛酷なる、過

重なる税制は、明らかに労動大衆の負

担の増大であるということをいわなければならぬのであります。従いまし

て、これら

の議長(鶴原義重議長)

川本末治君

川本末治君登壇

○川本末治君

私は、自由党を代表い

たしますして、ただいま議題となつてお

ります地方税法案の修正案並びに修正

部分を除きまする政府原案に対しまし

て賛成の趣旨を申し述べるものであ

ります。

本法案は、御承知のことく前回の国

会において上程せられましたが、不幸

その成立を見るに至らなかつたもので

して、警察官が臨検いたしますする場

合においては、まず身分証明書を呈示

します。私はここで申し上げるまでもなく

ます。(拍手)政府が、いかに大なる声

をもつて呼ばれるといふとも、法案の

内容が国民全体に滲透し、知られて参

りますならば、必然的に悪税の内容

になります。私がここで申し上げるまでもなく

ます。(拍手)政府が、いかに大なる声

をもつて呼ばれるといふとも、法案の

内容が国民全体に滲透し、知られて参

ります。(拍手)政府が、いかに大なる声

をもつて呼ばれるといふとも、法案の

内容が国民全体に滲透し、知られて参

ります。(拍手)

中書かれておる。しかも、警察官の

職務執行に関する法律案の内容を見ま

す。本税法案によりまするならば、税

務吏員の質問に答えなければ罰金、懲

役に処するといふことは、いかに人権

を蹂躪したものであるかといふことを

言わざるを得ないのです。(拍手)

手)かくのごときことが平氣で税法の

中書かれておる。しかも、警察官の

職務執行に関する法律案の内容を見ま

す。本税法案によりまするならば、税

務吏員の質問に答えなければ罰金、懲

役に処するといふことは、いかに人権

を蹂躪したものであるかといふことを

言わざるを得ないのです。(拍手)

手)かくのごときことが

計画的施行困難と相なり、多くの事業が停止せられたまま今日に至つておりますことは、まことに遺憾にたるな

い次第であります。

地方行政の運営が現在空前の危機に直面していることは、各位のよく存知

せられるところであります。政府の地

省預金部よりの短期融資等の暫定措置

も、もとより一時の姑息的対策にすぎ

ないものであります。全国一万数千に及ぶます地方公共団体の不安、迷惑

はまことに察するに余りあるものがござります。本態をここに至らしめたことはまことに遺憾のきわみであります

が、われく國政にあずかる者として

て、その責任の重大なことを痛感せざるを得ないのであります。ただ不幸中

の幸いとも申すべきことは、本税法の審議に多大の波乱がありましたため

に、一般国民に地方税法、進んで地方財政一般に対する理解を進め、ひい

て地方自治の運営への関心を深がらし

めましたことであります。今回あらためて提案せられた地方税法案は、かかる國民一般の深き理解を背景とし基盤

はまことに察するに余りあるものがござります。

申すまでもなく本法案は、さきに実

施せられました國稅の改正並びに地方

稅の一部改正と相まって、わが党が年

來の主張であります國民の稅負の

軽減と稅制の合理化をはかるとともに、地方財政の確立を通じて地方自治を強化し、もつて日本民主化の基礎をつちかうことを目標とする根本政策の一環をなすものであります。政府の地

方財政平衛交付金の概算交付も、大藏

省預金部よりの短期融資等の暫定措置

も、もとより一時の姑息的対策にすぎ

ないものであります。本税法の

審議に多大の波乱がありましたため

に、一般国民に地方税法、進んで地方財政一般に対する理解を進め、ひい

て地方自治の運営への関心を深がらし

めましたことであります。今回あらためて提案せられた地方税法案は、かかる國民一般の深き理解を背景とし基盤

はまことに察するに余りあるものがござります。

新税は課税なりといふ言葉のあります

が、必ずや成立を見るとともに、同

法の根柢精神がまた遺憾なく実施に移

されることを私は信じて疑わないで

あります。

申すまでもなく本法案は、さきに実

施せられました國稅の改正並びに地方

稅の一部改正と相まって、わが党が年

來の主張であります國民の稅負の

軽減と稅制の合理化をはかるとともに、地方財政の確立を通じて地方自治を強化し、もつて日本民主化の基礎をつちかうことを目標とする根本政策の一環をなすものであります。政府の地

方財政平衛交付金の概算交付も、大藏

省預金部よりの短期融資等の暫定措置

も、もとより一時の姑息的対策にすぎ

ないものであります。本税法の

審議に多大の波乱がありましたため

に、一般国民に地方税法、進んで地方財政一般に対する理解を進め、ひい

て地方自治の運営への関心を深がらし

めましたことであります。今回あらためて提案せられた地方税法案は、かかる國民一般の深き理解を背景とし基盤

はまことに察するに余りあるものがござります。

は、将来さるに一層中央、地方を通じる経費の節約緊縮によつてその方策をますますすることは、まことに遺憾にたるな

い次第であります。

地方行政の運営が現在空前の危機に直面していることは、各位のよく存知

せられるところであります。政府の地

方財政平衛交付金の概算交付も、大藏

省預金部よりの短期融資等の暫定措置

も、もとより一時の姑息的対策にすぎ

ないものであります。本税法の

審議に多大の波乱がありましたため

に、一般国民に地方税法、進んで地方財政一般に対する理解を進め、ひい

て地方自治の運営への関心を深がらし

めましたことであります。今回あらためて提案せられた地方税法案は、かかる國民一般の深き理解を背景とし基盤

はまことに察するに余りあるものがござります。

申すまでもなく本法案は、さきに実

施せられました國稅の改正並びに地方

稅の一部改正と相まって、わが党が年

來の主張であります國民の稅負の

軽減と稅制の合理化をはかるとともに、地方財政の確立を通じて地方自治を強化し、もつて日本民主化の基礎をつちかうことを目標とする根本政策の一環をなすものであります。政府の地

方財政平衛交付金の概算交付も、大藏

省預金部よりの短期融資等の暫定措置

も、もとより一時の姑息的対策にすぎ

ないものであります。本税法の

審議に多大の波乱がありましたため

に、一般国民に地方税法、進んで地方財政一般に対する理解を進め、ひい

て地方自治の運営への関心を深がらし

めましたことであります。今回あらためて提案せられた地方税法案は、かかる國民一般の深き理解を背景とし基盤

はまことに察するに余りあるものがござります。

新税は課税なりといふ言葉のあります

が、必ずや成立を見るとともに、同

法の根柢精神がまた遺憾なく実施に移

されることを私は信じて疑わないで

あります。

申すまでもなく本法案は、さきに実

施せられました國稅の改正並びに地方

稅の一部改正と相まって、わが党が年

來の主張であります國民の稅負の

軽減と稅制の合理化をはかるとともに、地方財政の確立を通じて地方自治を強化し、もつて日本民主化の基礎をつちかうことを目標とする根本政策の一環をなすものであります。政府の地

方財政平衛交付金の概算交付も、大藏

省預金部よりの短期融資等の暫定措置

も、もとより一時の姑息的対策にすぎ

ないものであります。本税法の

審議に多大の波乱がありましたため

に、一般国民に地方税法、進んで地方財政一般に対する理解を進め、ひい

て地方自治の運営への関心を深がらし

めましたことであります。今回あらためて提案せられた地方税法案は、かかる國民一般の深き理解を背景とし基盤

はまことに察するに余りあるものがござります。

強く批判が行われおりましたことは、諸君の熟知せられるところであり、また今まで野党であつた國民主黨の修正案に何の面目があつませんが、今次国会に再び提案せられて、ついに決意を有するものであることを、冒頭まず私は明らかにしておきたいと思

います。(拍手)

地方税法に対する論議は、前国会

以来すでに盡されているかの感があり

ますから、私はあえてその一々を申し述べますが、昨年朝せられたシャウブ税制節度の勧告の基本原則を尊重し、地方税制を根本的に改革して、もつて國民の地方稅負の合理化と均衡化を確保するため、課税標準、税率等に関する地方団体の権限

を拡充して、地方税制の自主性を強化

するとともに、都道府県税と市町村税とを完全に分離し、もつて税務行政の責任の帰属を明確にして、さらに有力な直接税を市町村税とし、その收入の強化をはかるとともに、住民の市町村政に対する関心の増大を求める、地方自

治の基盤をつかい、民主政治の推進を期することを基本方針として努力して

ております点の見えますことは、まさに私ども欣快にたえないところであ

ります。

諸君、諸君がたとえば富士山に登山

せんといたしますときに、ある人は

あるいは大宮口から登山するであります。私はまた御殿場口から登

山するであります。やがて頂上

に至れば同じ立場に立つのであります。私は憲法下におきますする政党的な立場もまたかくあらねばならぬと思

う。たとえば社会党の諸君が社会主義政黨となつて、かりに御殿場口から登

山しよう。ある人はまた大宮口から登

山するであります。やがて頂上

に至れば同じ立場に立つのであります。私は憲法下におきますする政党的な立場もまたかくあらねばならぬと思

う。たとえば社会党の諸君が社会主義政黨となつて、かりに御殿場口から登

山しよう。ある人はまた大宮口から登

山しようといたします。われ

われ自由党の者が自由主義政策をとな

ることも、登るときは、ともにイデオ

ロギーの差はありますけれども、やがて免役いたしますときには、八千万

国民のために、その利益幸福のために

古来、洋の東西を通じて歴史が最も雄

弁に物語つております。今回の改正地

方税法案またしかりで、昨秋シャウブ

勧告の形で世間に公にせられまして以

て、まさにこの本旨を失いました。

次に徵稅機構が整備不充実であると

いうことでありましたが、充実されなければならないのであります。しかし

この法案を、いままお國民のある

一部には非難する人のあることは、は

はなはだ遺憾に思つるのであります。本法

案に対する非難がいかに不当なもので

あるかを、私ここに簡明率直に申し上

げてみたいと思うであります。

二点は、國稅において若干の負担軽減

が行われたが、地方稅においては増稅

が行われる結果、何ら減稅にならない

といふ論議であります。なるほど、市町

村民稅は二百七十六億から五百七十六

億円と約二倍、固定資産稅は百六十六

億円から五百二十億円と三・二倍程度に増

加したとされた課稅見積りに対する疑問と、これに随伴します納稅者としての不安に対するこたえとして、政府原案は、附加価値稅の一年延期と、固定資產稅の税率並びに課稅標準がとられております。

〔議長退席、副議長着席〕

わが党は、國民主黨に協力いたしましたが、さらに附加価値稅の実施を一箇年延期する修正意見をとりまとめて、本税の実施を昭和二十七年まで二箇年延期の修正案を、委員会におきました。

総務多數をもつて可決したのであります。従つて、本税非難の最も重要な点につきましては、すでにその理由は解消したというべきであります。

次に徵稅機構が整備不充実であると

いうことでありましたが、充実されればならないといふことは、あらためてこれを申す

べきまでは、すでに財政当局も十分

慎重に考慮せられておることが明らかにされておりますので、本税の創設

に對しまして絶対障害となる程度のものでもないということをわれ／＼は信じます。

さらに非難いたされておりまする第

二点は、國稅において若干の負担軽減

が行われたが、地方稅においては増稅

が行われる結果、何ら減稅にならない

といふ論議であります。なるほど、市町

村民稅は二百七十六億から五百七十六

億円と約二倍、固定資產稅は百六十六

億円から五百二十億円と三・二倍程度に増

稅せられております。地方稅全体とい

たしましては千五百二十四億円から千

九百八億円と増加しており、二十五年度において三百八十四億円の増税となつておるのであります。しかるに國税と地方税とを通じて見ますれば、國税において約七百億の減、地方税において三百八十四億の増でありますので、差引三百二十億程度の税額減が現実に行われることは無視することができないのです。すなわち地方税の増額は、國税の減額の一部を、逼迫したるものでありまして、この改正によつたものであります。すなわち地方税の増額は、國税の減額の一部を、逼迫して、従来地方住民を悩まして参りました年額約四百億円にも上るといふ強制的寄付金のはとんどがなくなることを考へ合せますときに、今回の地方税を考へ合せますときには、まつたく当らないといふわけなりません。(拍手)

さらに問題の第三点は、附加価値税及び固定資産税を中心とする今回の地方税体系についてであります。世界にまだ実施せられたことのない新税である附加価値税については、納税者の負担が急激に増加し、あるいはその前進が困難が困難であります。場合には勤労者に負担が転嫁せられるおそれあるなど非難の声を耳にいたしますが、私も、現在のことごとく多数の労働者をしておられる企業にとりましては、この新税がある種の企業にとって負担の過重を来すこと、アメリカのごとく機械によつて労働者の節約が簡単に行われがたい日本の現状といったまことは、この新税がある事業税が粗雑な標準による一種の所得税附加税のこときものであり、収益課税主義の欠点を持ちましたものに比

べまして、また不評判であります。かの取引高税と比較いたしまして、都道府県の独立税として、はるかに合理的な性格を有することは明白なる事実であります。御承知のこととく本税は、事業がその事業活動を通じて国民所得の増加に貢献した割合に応じて納税する税であります。事業が合理的に經營せられるならば、応能的にもまさに公正なるものというべきであります。赤字企業が課税を免れる事業税に比べて優れた特色を持つものといわなければなりません。赤字企業が通例ではあるかのごとき現下の変態的經濟情勢は、決して長く放置せらるべき状態ではありません。やがて正常の經濟に復帰いたしました際には理想的な税目となるのみならず、むろん本税の施行によって事業の合理化が促進せられ、日本の經濟の回復が推し進められるといふ指導的な面を見のがしてはならないであります。私は、いたずらに目前の經濟事情にのみとらわれて、立法的根本精神を見誤るがごとき見解には断じて賛成はできないであります。

さらに勤労者への負担の転嫁、あるいは物価への影響のごとき、今日の社會情勢や經濟事情より見まして、ほとんど懸念する必要はないとは考えます。また委員会における修正案では、本税の実施がさら二箇年延期せられておりますので、その間において税率は、物価への影響の所在を明確にし、将来存する不均衡の所在を明確にし、将来公正な評価を容易にならしめる機縫を大することによりまして、賃貸価格に用され、乏しきわが国の國富が經濟発展に寄與するに至ることも予想せらるべきであります。賃貸価格をひとしく抜きることとも相なりますので、若干の不均衡は、本年度に限つてはやむを得ないところであると信じます。もとより九百倍の倍率そのものが適当であるといふことは非課税の範囲等につきまして十分に検討を加え、将来の円滑な実施に備うべく、今後政府は一層の努力をいたして適切な措置を講じ、国民の要望にこたえられんことを強く要請しておきます。なお本年度附加価値税実施延期の暫定措置として、現行事業税と特

別所得税の税率を約一割引下げて課税することとしたのであります。この点につきましては、現在のところ別的方式を採用することによつて課税の道府県の独立税として、はるかに合理的な性格を有することは明白なる事実であります。御承知のこととく本税は、事業がその事業活動を通じて國民所得の増加に貢献した割合に応じて納税する税であります。事業が合理的に經營せられるならば、応能的にもまさに公正なるものといふべきであります。赤字企業が課税を免れる事業税に比べて優れた特色を持つものといわなければなりません。赤字企業が通例ではあるかのごとき現下の変態的經濟情勢は、決して長く放置せらるべき状態ではありません。やがて正常の經濟に復帰いたしました際には理想的な税目となるのみならず、むろん本税の施行によって事業の合理化が促進せられ、日本の經濟の回復が推し進められるといふ指導的な面を見のがしてはならないであります。私は、いたずらに目前の經濟事情にのみとらわれて、立法的根本精神を見誤るがごとき見解には断じて賛成はできないであります。

さらに勤労者への負担の転嫁、あるいは物価への影響のごとき、今日の社會情勢や經濟事情より見まして、ほとんどの懸念する必要はないとは考えます。また委員会における修正案では、本税の実施がさら二箇年延期せられておりますので、その間において税率は、物価への影響の所在を明確にし、将来存する不均衡の所在を明確にし、将来公正な評価を容易にならしめる機縫を大することによりまして、賃貸価格に用され、乏しきわが国の國富が經濟発展に寄與するに至ることも予想せらるべきであります。賃貸価格をひとしく抜きることとも相なりますので、若干の不均衡は、本年度に限つてはやむを得ないところであると信じます。もとより九百倍の倍率そのものが適当であるといふことは非課税の範囲等につきまして十分に検討を加え、将来の円滑な実施に備うべく、今後政府は一層の努力をいたして適切な措置を講じ、国民の要望にこたえられんことを強く要請しておきます。なお本年度附加価値税実施延期の暫定措置として、現行事業税と特別

歩み寄りつつありますことは、まさに百尺竿頭一步を進めたものとし、各位とともに最も欣快に存するところであります。(拍手)

増税に賛成を感じておりまする世論が、一応新しい税法を歓迎しないことの體を真にわがものとする態度に立たれは容易に想像し得るのであります。が、この前提を十分に理解して、一時難の大半は消滅することを私は確信いたしました。この税法の精神を普及徹底を真にわがものとする態度に立たれまするなれば、本税法に対しまる非難の熱意を忍び、勇気をもつて地方自治体を真にわがものとする態度に立たれは容易に想像し得るのであります。

増税に賛成を感じておりまする世論が、一応新しい税法を歓迎しないことの體を真にわがものとする態度に立たれは容易に想像し得るのであります。が、この前提を十分に理解して、一時難の大半は消滅することを私は確信いたしました。この税法の精神を普及徹底を真にわがものとする態度に立たれは容易に想像し得るのであります。

増税に賛成を感じておりまする世論が、一応新しい税法を歓迎しないことの體を真にわがものとする態度に立たれは容易に想像し得るのであります。

増税に賛成を感じおりまする世論が、一応新しい税法を歓迎しないことの體を真にわがものとする態度に立たれは容易に想像し得るのであります。

償却資産に対する課税は、大企業の所有するものではなくして、農民、中小企業者の所有するところの一切の零細資産より集中的に収奪される準備が一切整つておるのである。また大事業の負担するところの固定資産税は労働者に転嫁せざるを得ないということは、この間の委員会における経団連の代表者の証言によつても明らかである。固定資産税の予定するところの私鉄運賃等の引上げ等を見ましても、すでに企業の合理化あるいは首切りが、全国至るところの企業に現われ始めた。

第四に、市町村民税は、明らかに徳川時代の人頭制に遡れどおりしている。市町村民税を納めなければならない人口は全国で二千万人に達する。しかしこれは、所得税を納めます人口よなく暴露されておる。(拍手)何とならば、市町村民税を納めなければならぬ人口は全國で二千万人に達する。しかもその準備の一いつである。また政府が今国会に提出を企図しておるところの地方公務員法も、そのねらいはまさにこのにある。今まで地方自治体は、あげて収奪機構の中心と化そうとしておる。

かくて吉田内閣は、その全力をあげて税制を整備せんとしておる。かくて吉田内閣は、その全力をあげて税制を整備せんとしておる。ところが法律上、機構上の措置を着々と進行せしめつたが、このための先決問題として、人民大衆の先頭に立つて開拓ところのわが日本共産党を鎮圧し、人民の民主的権利を剝奪し、ビスコント、こん棒の威力によつて、しかも、こんなふうに突き落され、文字通り豊富低廉な労働力として提供されるのである。今回国民民主党から提出さ

れましたところの修正案につきまして、何ら住民税に触れていないといふ点において、まったく同様なものだと言つてはばかりないのであります。(拍手)

しかも重大なことは、かかる地方税の大収奪が、八月、九月以降に集中的に強行されることである。国税等と合して納六千億に達するところの厖大な額であるが、これは現在でも税金の拂えないところの大衆に、まったく拂えない税金であることは、火を見るより明らかである。政府が三万人の新しい徴税吏員を準備し、あるいは六十億円の新しい徴税費用を準備して、この收奪を強行せんとしておるのは、この税金がなまやさしいことではそれないということを政府自身が最も明瞭に知つておるといふことの証拠である。(拍手)前国会で改悪されたところの、明治三十年制定の国税徵收法あるいは國稅則徵收法を適用せんとしておるのも、その準備の一いつである。また政府が今国会に提出を企図しておるところの地方公務員法も、そのねらいはまさにここにある。今まで地方自治体は、あ

くとも、その準備の一いつである。また政府が今国会に提出を企図しておるところの地方公務員法も、そのねらいはまさにここにある。今まで地方自治体は、あくまで、その部分的修正そのものではないかを指摘しておきたいと思う。

(拍手)しかし、その部分的修正そのものも、單なる千九百億円のわく内操作による何らの予算措置もとらない。かかる修正案が通過成立することによつて、國民は今後地方税法及び國家予算に対して絶対に信をおくことができないということを宣言しておきたいと思う。

○副議長(岩本信行君) ただいまの立花君の発言中不穏的な言辞がありましたが、單なる千九百億円のわく内操作による何らの予算措置もとらない。かかる修正案が通過成立することによつて、國民は今後地方税法及び國家予算に対して絶対に信をおくことができないということを宣言しておきたいと思う。

〔藤田義光君登壇〕

○藤田義光君 私は、国民民主党を代表いたしまして、委員長の報告に賛成するものであります。(拍手) 自治制がしかれましてから、すでに七十年になんくとする今日におきまして、今回の税法改正は、まさに画期的な意義を有するものでござります。 昨年の夏來朝いたしましたるシャウブ博士の勧告をわれゝ國会が受理いたしましたのは、實に昨年の九月初頭であります。爾来、第七通常国会を経過いたし、本臨時国会に付議されたのでござります。御存じの通り、第七国会におきましては、わが民主党を主力とする野党の反撃によりまして不成立に終つたのでござります。

今回提出されましたいわゆる政府案を一聴いたしまするに、多少の修正をいたしております。まず第一点は、事業税の一年延期でございます。この点に関しては、前国会における野

本の掠奪に奉仕するものであり、日本人民たる以上、何人といえども賛成し得ざるところの惡法である。かかる法案に賛成する者こそ、まさに八千万国民をあげて國際独占資本の一供せんとするところの吉田内閣とその一味以外には断じてあり得ない。(拍手)また、かかる明白なる天下の惡法に対し、区々たる修正によつて人民の利益が守られるがごとく装うところの国民民主党の態度が、いかに人民に與え、帝国主義者どもの一に対する

軽減し、人民の生活を守る道であり、日本の自由と独立、ひいては世界の平和を守る道であることを共産党は確信する。日本共産党は、この自由と独立と平和への道に明白に逆行するところの本地方税法案並びに修正案に対し断固反対して圖うことをここに宣言するものである。(拍手)

この方向こそ、眞に人民の税負担を軽減し、人民の生活を守る道であります。民の民主的委員会の意見によつて課税すること。

二の修正でござります。この修正案は臣たる岡野自治庁長官が再三認めたところであります。

前国会におきまして地方税法案が不成立になるとともに、政府といたしましては、全国一万有余の自治体の財政空白に対するいわゆる緊急措置を実施いたしたのであります。御存じの通り、その内容は、平衡交付金の概算交付と短期融資の放出でござります。しかししながら、われ／＼は今回政府が提出いたしました修正案を手にいたしまして、政府は重大なる点におきまして重大的な過誤を犯しておるということが、はつきりいたしたのでございま

す。ただいま申し上げましたる通り、平衡交付金の概算交付は、すでに本年度の当初予算に計上されましたる六割を超過いたしております。従いまして、下半期におきましては、平衡交付金の財源は枯渇に瀕せんといたしておりますが、この平衡交付金の増額に関しても重大的な過誤を犯しておるということが、はつきりいたしたのでございま

す。ただいま申し上げましたる通り、平衡交付金の概算交付は、すでに本年度の当初予算に計上されましたる六割を超過いたしております。従いまして、下半期におきましては、平衡交付金の財源は枯渇に瀕せんといたしておりますが、この平衡交付金の増額に関しても重大的な過誤を犯しておるということが、はつきりいたしたのでございま

す。六月末の閣議におきまして、地方財政の空白に伴つて放出されたる短期融資の利子に関する別途財源措置を講ずるということを決定いたしておる所以あります。そこで、臨時国会半ばを過ぎたる今日におきまして、これに関する何らの措置がとられていないということは、ここにはべつております池田

大蔵大臣が承認した点でござります。 第四の点は、税制体系を再検討すべきであつたのであります。池田大蔵大

臣あるいは岡野自治庁長官が再三言明いたしました通り、今回の地方税法改正といふのは、国税の改正と貫したものでございます。しかるに、国税に関するすでに実施徹税率中であり、自由党の提唱いたしました地方税改正の重大なる附加価値税をここに延期するにもかかわらず、これに対する税制体系が全然検討されていなかつたのであります。

が苦しくなりました一九四三年、當時の大統領に対しまして、附加価値税といふ説を唱える学者もあるが、アメリカにおいてすら、これによつて戦時財源をまかなうことは困難である。学者の説としては一応有力なる附加価値税ではあるが、実行困難である、という勧告をいたしておるのであります。その附加価値税を、敗戦下混乱期にある日本経済に実施せんとするところに非

ましては、この寄附というものが住民税の肩がわざとして復活する危険が非常にあるのであります。

かかる観点から、以上の三大税に廻しまして重大なる修正を計画いたしましたのであります。関係方面と折衝の結果、われくは大体において満足すべき結果を得まして、ここに賛成いたしましたのでござります。

りまして、わざかに役場の事務費の、
をまかなつておるのが地方自治体の状
況でございまして、もし税の源をこ
そまで空白にいたしておきましたな
れば、國家組織の基盤は壊滅に瀕する
いう結論を得ましたから、不満足では
ありますかが、この際大乗的見地に立
て賛成いたしたのであります。(拍手)
次は最も重大なる点でございま
して、わざかへぶらえて本会議を構成、

し述べましたる通り、ただいま審議中の法案には非常に不満を持つております。不十分であるということを意識しておられます。しかし、この法案は生みの親というべきシャウブ博士の手で朝に際しまして、大衆の気持を反映させたる徹底的な修正案をわが党実力によつて獲得いたしました。これで不公平を多少なりと解消いたしましたが、建前から、あえて本法案に賛成しません。

最後に最も重大なる点は、池田大蔵大臣の渡米でござります。通常国会におきまして地方税法が不成立になりますとして、国家財政を担当する大蔵大臣としては、一日も空席をいたすことはできなかつた情勢にもかかわらず、あえて渡米いたしましたのは、一に地方税法案不成立の善後策であつたことは、常識的に観測されるのであります。しかし、その帰還のみやげによりますからに、しかも関係方面に対する醜態後の折衝は、ほとんど無為無策でございません。この池田大蔵大臣の渡米に対する国民の期待も裏切られまして、しかもこれが、先ほど説明がありました通り、ささたる修正案であつたのであります。

かかる実情にかんがみまして、われわれは重大なる修正の要求を関係方面に提出了。不成立以来三箇月を経過するのにいたしたのでござります。その第一点は附加価値税でござります。この附加価値税は、シャウブ博士の勧告によつて初めて日本で知つた税制であることは、御存じの通りであります。そのシャウブ博士が、アメリカの戰時財政

常なむりがあつたわけでございまして、われくは、あくまでこれが実施延期を要求いたしたものであります。

第二の点は固定資産税でございます。御存じの通り、固定資産税の税率及び倍率が高きに失することは、皆さうあります。なん方御存じの通りでござります。この点に関しては、政府諸公もすでに徴税過重になることを認めておるのであります。われくは、この点に関しては、政府諸公もすでに徴税過重になることを認めておるのであります。かんがみまして、寒冷地に対する特別なる措置あるいは協同組合の免稅等を中心には幾多の修正を試みたのでござります。

第三点は住民税でござります。この点に関しては、先ほど來の討論者によつて言られたことと大体一致した修正を計画いたしましたのでござります。

特に住民税に関しては、所得割の大額増徴によりまして個人の負担は非常に過大になつておりますが、これに反しまして、法人は均等割のみを負担するということになりまして、せつかり今回の法律案によりまして強制寄付を廃止する明文を設けておるにもかかわらず、地方の市町村におき

と、第一は、われくがかねて党の方針として最も大きく掲げておりました附加価値税が二年間延期になりました実質的にわが党の主張がいれられた点でござります。現在の経済混乱の中におきまして、賃金、利子、利潤、地代という課税対象から徵稅することによりまして、中小企業を初め日本の全産業人に深甚なる影響と破滅を予想されまつたる附加価値税の実質的廃案が、われくの賛成いたしました第一の点であります。(拍手)第二の点は、幾多の客觀情勢、特に国際情勢の現状にかんがみまして、国内の混亂を最小限度に阻止するというにあつたのであります。第三の点は、自治体の現状を見まして、もしこのまま税の空白を継続するならば、日本の国家組織の基盤であります自治体は壊滅に瀕するという結論に到達いたしたからであります。御存じの通り、本年度の当初予算におきましては、九百九十億という公共事業費が計上されております。これはすでに地方自治体に放出を半ば終ります。御存じの通り、この公共事業費を実際に工事化するのに、地元にその負担すべき経費がないのであります。政府からいたしましては、平衡交付金の概算交付、あるいは短期融資の放出によ

しましたのは、国会の審議権が確立したことだと思います。（拍手）御存じ通り、前国会の末期におきました、この問題は最も重要な論議的の点となりました。吉田総理の渉外能力であつたことは、皆さん御存じの通りであります。申し上げれば、吉田内閣に對して国の一端に信頼がありとすれば、それ吉田総理の渉外能力であつたことは、にもかかわらず、この全國民の重なる関心を持ちましたる地方税に關まして、前国会であれば紛糾を見、その影響するところ重大であることに、わかりながら、些小の修正もできなかつたのであります。このいわゆる吉田総理の渉外能力を体験いたしましたわれ／＼は、われ／＼の力によつて、回復議案復活の端緒をつかみましたので、この辺關係方面の……（発言する者多し）黙れ——關係方面的の熟意との審議権回復という重大なる收穫を得ましたので、あえて賛成いたした第一でござります。（拍手）

の申定委員会に於ける大久保が、はたしに民衆の申立てに對する大田かがの意見を述べる。その中で、大田かがは、この問題を「最も重要な問題」と評価する。また、大田かがは、この問題を「最も重要な問題」と評価する。また、大田かがは、この問題を「最も重要な問題」と評価する。

く池田大蔵大臣の間違いであると思ひます。地方税を七百億明年度においては減税し、国税を三百億減税するといふ意味にわれくは解釈いたしまして、あえて本法案に賛成した次第でござります。

君。 ○副議長(岩本信行君) 松本六太郎
い／＼不満な点はござりまする
が、以上申しましたる諸点の理由によ
りまして本法案に賛成の意を表する次
第であります。(拍手)

〔松本六太郎君を讀む〕
○松本六太郎君 私は、農民協同党を
代表いたしまして、ただいま議題とな
つておりまするところの地方税改正に

二

案を一貫して流れております。ところの精神は、もとより地方自治の確立もしくは強化をはかるということを目的としたとしておるのであります。この法案が通過いたしますれば、われわれの見解によりますれば、かえつて地方自治に混乱を起し、地方自治の進展を阻害するものが大いにすることを憂うる所以であります。さらにまた、この法案の全体につきまして、先般来モ委員会における審議の過程を通じてこれを見ましても、あらゆる点において非常なる矛盾と不合理が包蔵せられていることは否定できないのであります。ただいま自由党を代表せられて川本君の御意見がありました。この與党代表の賛成意見の中にも、今日の国民生活の実態、わが国の経済の実情から見て、必ずしも満足なものではないとい

うことを申しておられる。いわんや子の他の先日來の各界の代表者のすべての者は、この案に対して非常なる不満を表明いたしておる。

ことに、ただいま問題となつて各党から論議せられておりますところの附加価値税の二年間の延期の問題、これに至つては、まことに言語道断と申されなければならぬ。すなわち、一年間附加価値税の実施を延期するといふそのこと自体が、すでにこの税金といふものはまことに困難なものであり、しかも日本の現状においてはこれを実施することが許されないということを証拠立てておるものであります。しかるに、今回民主党の諸君によつて御提案になりましたこの修正案によりますれば、さらにもう一年これを延期して、昭和二十七年からこれを実施するという。與党の自由党の諸君もまたこれに賛意を表しておられるのであります。ですが、一休二箇年間も先でなければ実施のできない法律を、何を苦しんで今日ここに成案を得、決定をしなければならないかといふことがあります。（拍手）すなわちこの附加価値税なるものは、先ほども各党の代表から御意見がありましたごとく、いかなる角度からこれを検討いたしましても、わが国の国情、わが国の今日の経済の実情、あるいは税法そのものの持つ多くの矛盾、かような点からいたしまして、この悪法は絶対に廃止すべきものであるとわれくは確信するのであります。

しかも、せつかくこれを二年間延長するという修正案を出されましたが、しかしながら、それに対しましては事業税を存続するというのであります。事業税を存続するというに至りました

は、これまた大いに問題のあるところであります。岡野国務大臣は、この法律案の提案理由といたしまして、今まで行われておりましたわが国の税制、なかんずく事業税といふものは非常なる悪税であるということを指摘しておられる。しかして、この附加価値税が唯一無二の最良の税制であるということを主張しておられる。しかば、その悪法を二箇年も延期する以上は、二箇年も事業税を存続する以上は、事業税の持つ欠陥に対して十分なる修正が加えられなければならないはずであります。しかし、今回のこの修正案には、事業税の持つ大なる欠陥を、これは悪税であるといわれるところの事業税に対して何らの修正が加えられておらないということである。かようなことによつて、もしもこの修正案が通過いたしました場合には、われわれは、その事業税の悪法のために再び大きな苦痛をためなければならぬといふ結論になるのであります。

えました場合におきましては、実質的には減税にはならないということをいわなければならぬのでござります。シヤウブ博士も、税法上の減税と実際上の減税とは違うということを申しておるのでござります。

減税の実態がこういう性質のものでありまする上に、中央地方を通じまして税負担に著しい不公平が生じて参りておることは、民主政治の上から参りまして断じて黙認することはできないのでござります。(拍手)すなわち本邦においては、個人の場合におきまして、所得者と低額所得者との間には相当の不公平が行われ、あるいはまた個人と法人との間におきましては著しい不均衡が現われて参りまするし、また業種別におきましても著しい不均衡が生じて参るのでござります。ナなわち、同一額所得者と低額所得者の税負担の不公平は、所得税法の改正によりまして激化されて参りました。この不公平、不均衡が住民税にそのまま引継がれまして、一層その不均衡の幅が拡大されなければならなくなつて参るのでござります。

次にまた個人と法人との場合を考えまするならば、たとえば食品業の場合をとつて見ますれば、法人の場合におきまして四八%の負担は、個人の場合は九三%の負担となるのでありますし、また印刷業の場合を見まするならば、法人の場合八八%の負担がかかるのに對しまして、個人の場合におきましては九〇%の負担が取扱われて参るのでござります。あるしはまた業種別に考えました場合におきま

ましても、年収十万円を見ましても、労働者の場合には一千六百四十円が減税されるに對しまして、商業者の場合には七千八百二十円が減税されるといふこの不均衡が出ておるのでござります。(拍手)

このほかまた附加価値税あるいは固定資産税の転嫁を考慮に入れまするならば、この税負担の不均衡は、より一層大幅になつて來なければならぬのでござります。税負担の公平と均衡ということは、民主国家におきますところの租税制度の生命でありまするので、この一点におきまして、この地方税法案は、民主的税法としては致命的な欠陥を持つておるものであります。(拍手) このような税負担の不公平や不均衡は、資本の蓄積を税制の側面から促進しようといたしまするところの着目から、むしろ計画的に意図されましたものと推定されるのであります。国民大衆が第2に測しておられまするの際におきまして、かくのことき原始的な資本蓄積に似た方法を、税制を通じて強権によつて强行しなければならないといふことは、きわめて封建的であり、また非民主的であり、むしろ残酷であるとさえいわなければならぬと思うのでござります。(拍手)

反対論点の第二の問題は、この法案は、あらゆる面におきまして実情を無視いたしまして、不合理の点が多く含まれておるといふ点でござります。たとえば固定資産税がこれまで過ぎた場合におきましては、償却資産について返却がなされるのに対しまして、土地や家屋についてはこれを認めていないということ、あるいはまた課税農地価

格が小作料を基準にして定められる場合におきましては、公定価格の七倍見当と推定されておると申しますのに、本法案におきましては、公定価格の二・五倍が見積られておるという点でござります。次にはまた附加価値税の転嫁や債券の経費算入などを考えまして、疑問は多々累積しておるのであります。民主党の修正案は、以上のようになります。民主党の修正案は、以上のようになります。

そこで労働者農民党といたしましては、実質的減税と負担の均衡を重視いたしまして、住民税は所得割一本で参り、免税点を設けまして、累進的に課さなければならぬといふこと。(拍手) この場合において、所得税の改正をまず前提としてなさなければならぬといふことを考えるのでございまして、營業利益のみを課税の対象とすること、この場合においては個人と法人との負担の均衡をはかりつたすといふこと、あるいはまた固定資産税率を一〇%、評価倍率を一応五百倍といつて、土地、家屋の評価超過によるところの税のとり過ぎがありました場合には次年度にこれを返還するといふことを主張いたしまして、労働者農民党は本法案に対して反対の意を表する次第であります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) これにて討論は終局いたしました。これより採決に入ります。この採決は記名投票をもつて行います。本案を委員長の報告は修正であります。本案を君は白票、反対の諸君は青票を持参せしめます。閉鎖。

氏名点呼を命じます。

【各自氏名を点呼】

小野瀬忠兵衛君
越智茂君

尾閑義一君
大石武一君

田中伊三次君
田中重彌君

田中角栄君
田中彰治君

大泉寛三君

大内一郎君

田中元君

田中不破三君

田中萬遠君

田中高塙光一君

田中徳弥君

岡延右二門君

岡崎勝男君

岡西明貞君

岡村利右衛門君

岡村章君

岡村松吉君

岡田五郎君

岡田大治君

岡田清一君

岡田玉置君

岡田横直治君

岡田安正君

片岡伊三郎君

片岡松吉君

片岡土倉宗明君

片岡圓谷光衛君

片岡信三君

片岡寺本齋君

川村善人郎君

川村河原伊三郎君

川村木村公平君

川村奈良治君

川村坪内入郎君

川村内藤隆君

川西清君

川西河原伊三郎君

川西木村公平君

川西幸八君

川西中村要造君

川西西村英一君

川本佳夫君

川本金原舜二君

川本川本未治君

川本東井三代次君

川本辻寛一君

川本圓谷光衛君

川端佳夫君

川端北川金原舜二君

川端北川金原舜二君

川端奈良治君

川端坪内入郎君

川端内藤隆君

川端河原伊三郎君

川端近藤定務君

川端木村公平君

川端中川俊思君

川端中川俊思君

川端寺本齋君

川端河原伊三郎君

川端河原伊三郎君

川端河野喜六君

川端河野喜六君

川端西村英一君

川端西村英一君

川端佐藤喜一郎君

否とする議員の氏名

○副議長(岩本信行君) 本日は、これにて散会いたします。

参議院事務総長宛、本院は裁判官訴
追委員及び同予備員を次の通り補欠

に任命する」とを承認した。

午後九時五十一分散會

出席國務大臣

裁判官訴追委員

勝君（大槻武夫）

牧野 寛素君（高木松吉）

同子備貢

松木 弘君（眞鍋勝君）

日本院は地方財政委員会

木得三君 菊山嘉男君 上

第三回

審決した通商院に通知し

日本院は連議密議会委員

二段表方で精算表を仕立て
つき事後承認することを議

日本議院に通知した。

委員に阿部藤造君を任命し

議院に通知した。

日本院は公正取引委員会

内閣に通知した。

日本院は地方行政調査委員会を任命する

内閣に済洋元國君を任命する旨参議院に通知し

日本院は日本銀行政策委

に荷見安君を任命すること

た旨参議院に通知した。

申出の、次の者を政府委員

| | |
|--|----------------------------------|
| に任命することを承認した。 | 外務大臣官 房会計課長 千葉 啓 |
| 、吉田内閣總理大臣から幣原講長 宛、去る十九日議長において承認し た吉岡憲（去る二十日任命通知を 受領した平川守外五名を除く）外六 名を昨二十一日政府委員に任命した 旨の通知を受領した。 | 特別調達厅次長 堀井 啓治 財務部長 川田 三郎 |
| 、昨二十一日理事互選の結果次の通り當選した。 | 建設省住宅局長 伊東 五郎 |
| 郵政委員会理事 | 飯塚 定輔君 風間 啓吉君 |
| 白井 佐吉君 吉田 安君 | 受田 新吉君 |
| 運輸委員 | 去る二十一日議長において、次の常 任委員の辞任を許可した。 |
| 電気通信委員 | 米塙 滿亮君 |
| 高塙 三郎君 松井 政吉君 | 、昨二十一日議長において、次の常 任委員の辞任を許可した。 |
| 法務委員 | 中島 守利君 |
| 猪俣 浩三君 | 人事委員 |
| 武藤運十郎君 田中不破三君 | 地方行政委員 |
| 玉井 祐吉君 武藤運十郎君 | 外務委員 |
| 佐久間 徹君 大藏委員 | 水産委員 |
| 松本 一郎君 中野 武雄君 | 電気通信委員 |
| 橋本登美三郎君 原 健三郎君 | 郵政委員 |

| | | |
|--------------------------------|--|---|
| 労働委員 中原 健次君 | 玉井 祐吉君 | 京都国際文化観光都市建設法案（田中伊三次君外十六名提出） |
| 建設委員 予算委員 島村 一郎君 | 井之口政雄君 米蓬 滉亮君 | 奈良国際文化観光都市建設法案（東井三代次君外十五名提出） |
| 、去る二十日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。 | 運輸委員 松井 政吉君 | 土地家屋調査士法案（法務委員長提出） |
| 電気通信委員 田中不破三君 | 、昨二十一日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。 | 鉄道公安職員の職務に関する法律案（法務委員長提出） |
| 人事委員 地方行政委員 橋本登美三郎君 | 、昨二十一日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。 | 四國、淡路総合開発並びに本土連絡路線建設促進に関する決議案（生田和平君外四十七名提出） |
| 外務委員 猪俣 浩三君 | 中島 守利君 | 、昨二十一日委員会に付託された議案は次の通りである。 |
| 島村 一郎君 | 三宅 則義君 | 京都国際文化観光都市建設法案（田中伊三次君外十六名提出、衆法第三号） |
| 水産委員 原 健三郎君 | 井之口政雄君 | 奈良国際文化観光都市建設法案（東井三代次君外十五名提出、衆法第三号） |
| 郵政委員 中原 健次君 | 中野 武雄君 | 、昨二十一日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。 |
| 電気通信委員 高塙 三郎君 | 松本 一郎君 | 飲食営業臨時規整法の一部を改正する法律案（根本龍太郎君外十名提出） |
| 労働委員 玉井 祐吉君 | 中原 健次君 | 、昨二十一日提出した緊急質問は次の通りである。 |
| 建設委員 予算委員 佐久間 徹君 | 池田 峰雄君 | 公務員の給與ベースに関する緊急質問（松澤兼人君提出） |
| 、昨二十一日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。 | 、昨二十一日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。 | 肥料統制廃止処置に関する緊急質問（吉川久彌君提出） |
| 海外同胞引揚に関する特別委員 井之口政雄君 | 、昨二十一日議長において、次の海外同胞引揚に関する特別委員の辞任を許可した。 | 共産主義運動に関する緊急質問（早川崇君提出） |
| 、昨二十一日委員長及び議員から提出した議案は次の通りである。 | 被害者の措置に関する緊急質問（金子與重郎君提出） | 司法官憲並びに税務官吏の職権濫用に関する緊急質問（梨木作次郎君提出） |
| 、昨二十一日委員長及び議員から提出した議案は次の通りである。 | 、昨二十一日議員から提出した質問主意書は次の通りである。 | 、昨二十一日議員から提出した質問主意書は次の通りである。 |
| 出 | | |
| 頁段行 誤 正 | | |
| 三一元 思うで 思うので | | |
| 四六末三 茂木萬壽夫 荒木萬壽夫君 | | |
| 三三六 隆旗健祐 降旗健祐君 | | |
| 衆議院会議録第三号中正誤 | | |
| 頁段行 誤 正 | | |
| 二二一 闇して、闇して、 | | |
| 三二二 十二日 十三日 | | |
| 三二八 平澤三郎君 平野三郎君 | | |

一部 六円五十銭
行 発 東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話 九段 五三一 丸福保